

別添



ひと、つながる。
墨田区



墨田区

男女共同参画推進プラン

【第6次】

2024(令和6)年度～2028(令和10)年度

「墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）」策定にあたって ～ジェンダー平等に向けた取組～

墨田区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成5年に「21世紀へ向け女性問題を解決するための墨田区行動計画」を策定し、同11年には本プランの第1次となる「墨田区男女平等推進プラン」を策定して、国の法制化に先立つ取組を積極的に推進してきました。

このように、従前から継続的にジェンダー平等への取組を推進する中で、「男女共同参画社会基本法」をはじめとした関連法の施行による様々な制度の整備が進み、平成17年、区民の皆様との協働により「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、本プランの改定を重ねながら、時代に即した施策を展開しています。

第5次プランが進行する中では、社会環境の変化を踏まえた見直しを行い、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を施行しました。これは、性の多様性を包摂する男女共同参画という概念に立つ、新たな「すみだの男女共同参画社会」の実現を目指す条例です。

この改正を受け、この度の「男女共同参画推進プラン（第6次）」では、これまでのプランの基本理念を継承しつつ、「墨田区基本計画」との整合性を図るとともに、多様な性の尊重、暴力の根絶、健康支援などを重点課題としています。また、令和6年度からは、拠点施設も「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」として生まれ変わります。

第6次プランの施策を推進し、全ての個人が尊重され、その個性と能力を発揮し、互いに認め合い支え合う共生社会に向けて、すみだの男女共同参画社会の実現を目指します。

結びに、本プランの策定にあたり、多大なご尽力をいただきました墨田区男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの区民の皆様にご心から御礼申し上げます。

2024（令和6）年3月

墨田区長 山本 亨



目次

I 趣旨と背景	1
1 計画改定の趣旨	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の名称	6
(4) 計画の期間	6
(5) 策定体制	7
2 計画改定の背景	8
(1) 社会情勢の変化	8
(2) 国の動き	9
(3) 都の動き	10
(4) 区の動き	11
3 墨田区の現状と課題	12
(1) 墨田区の現状	12
(2) アンケート調査結果からみた現状	20
4 第5次プランでの取組と今後の課題	29
II 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	33
2 計画の体系	34
III 計画の内容	37
基本目標1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ	39
施策の方向(1) 男女共同参画意識を高めます	40
課題① 固定的な性別役割分担意識の解消	40
課題② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実	41
施策の方向(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます	43
課題① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信	43
課題② 多様な性の理解促進	44
課題③ 性的マイノリティへの支援	45
施策の方向(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます	47
課題① 地域における男女共同参画の推進	47
課題② 防災・防犯における男女共同参画の推進	48
基本目標2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ	49

施策の方向（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します	
	【女性活躍推進計画】 50
課題① 誰もが共に担う子育てへの支援	50
課題② 誰もが共に担う介護（介助）への支援.....	52
課題③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	53
施策の方向（２）性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します	
	【女性活躍推進計画】 54
課題① 働く場での女性の活躍推進.....	54
課題② 就業における男女共同参画の推進	56
施策の方向（３）意思決定過程への女性の参画を進めます 【女性活躍推進計画】	57
課題① 意思決定過程への女性の参画促進	57
基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ.....	58
施策の方向（１）あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます 【DV防止基本計画】	59
課題① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援	59
課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶	61
施策の方向（２）心と身体を尊重する社会づくりを進めます	63
課題① 生涯を通じた健康支援	63
施策の方向（３）誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます.....	65
課題① 経済的な困難を抱える人への支援	65
課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり	66
基本目標 4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ	68
施策の方向（１）計画の推進体制を充実します	68
課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化	68
課題② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化.....	69
課題③ 民間団体、企業への情報提供と啓発	69

IV 参考資料 71

1 墨田区男女共同参画推進委員会委員名簿.....	73
2 墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）策定の経過.....	74
3 墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	76
4 男女共同参画社会基本法.....	82
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	85
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	92
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	100
8 男女共同参画推進の主な動き（国際婦人年以降）	104
9 用語の解説.....	110

I 趣旨と背景

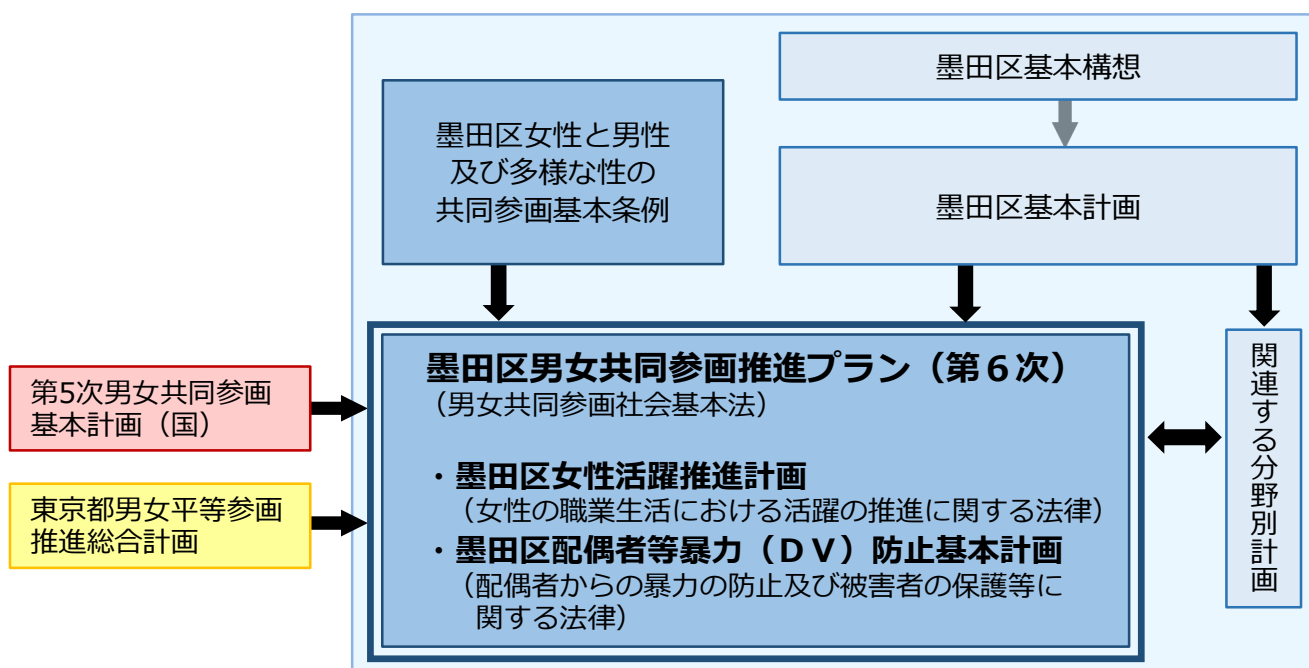
1 計画改定の趣旨

(1) 計画の目的

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」（以下、「条例」という。）として施行しました。この条例に基づき、すみだの男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本プランの位置付けは次のとおりです。



本プランは次のような性格をもっていることを念頭に、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

1	このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
2	このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定するものです。
3	このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定するものです。
4	このプランは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」第11条に基づき策定する計画です。
5	このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
6	このプランは、区の「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。

【関連する区分野別計画】

◇墨田区人権啓発基本計画（令和4年3月）

女性の人権問題をはじめ、性的指向・性自認に関する人権問題等、様々な人権問題を解決するための施策を定めています。

◇すみだ健康づくり総合計画（後期）（令和4年3月）

「健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない『健康長寿日本一のまち』の実現」を目指し、「女性の健康づくりを進めます」を基本施策の一つに定めています。

◇墨田区子ども・子育て支援総合計画－すみだ子育て・子育て応援宣言－（令和2年2月）

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性の育児休業取得が進まない実態に触れ、基本目標の一つにワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援の実施が掲げられており、男性の育児参加の促進や働き方改革の推進が重要であると示しています。

◇墨田区子どもの未来応援取組方針（平成30年3月）

「子どもの貧困問題」に対応していけるよう、取組方針を策定しています。方針2には、「困難を抱える家庭・保護者を支援」が記載されています。

◇第4次墨田区地域福祉計画（令和4年3月）

「互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる」を基本理念とし、すべての区民が、疎外・差別されること無く、差異や多様性を認めあいながら支えあう旨が記載されています。

◇墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（令和6年3月）

働きながらの介護の継続性、介護を主な理由とした離職状況、仕事と介護の両立支援策など墨田区の在宅介護の実態を示すとともに、介護事業所における職員の離職防止や定着支援の必要性がうたわれています。

◇墨田区障害者福祉総合計画（令和6年3月）

障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策が定められており、同居している家族の仕事と介護の両立につながることを期待する旨が記載されています。

◇墨田区地域防災計画（令和5年3月）

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要ですが、特に女性や高齢者等に対しては、きめ細かい配慮が必要です。また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大して、防災対策を推進しています。

◇墨田区避難所運営マニュアル（平成28年3月）

大規模地震や豪雨災害など大規模災害の経験から、男女共同参画の視点に基づく避難所における生活環境の改善策が追記されました。

◇墨田区地域力育成・支援計画中間改定（令和5年3月）

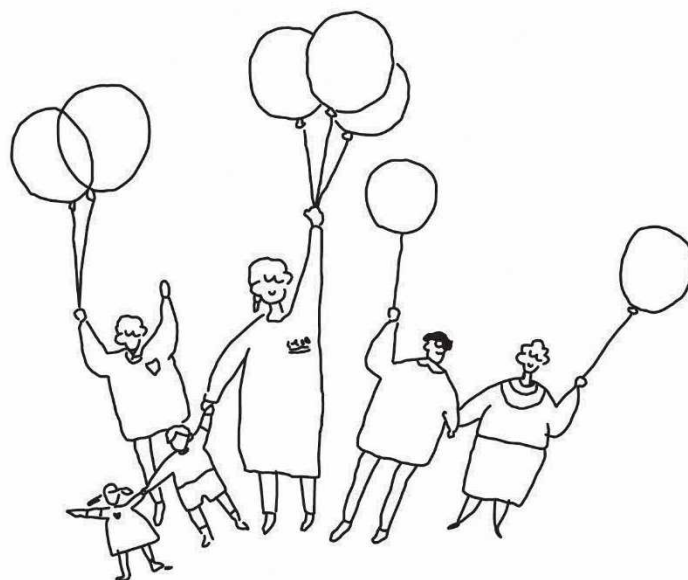
地域力の向上に関連する事業として、墨田区男女共同参画推進委員の活動をはじめ、拠点施設における事業が位置付けられています。

◇墨田区職員のための仕事と子育て両立支援プラン（特定事業主行動計画〈後期計画〉）（令和3年3月改定）

職員が仕事と子育ての両立に生きがいと誇りをもって取り組むことを目的に、「職員の意識改革と職場からの支援」や「育児休業（部分休業）の取得促進」、「子育てを行う女性職員の活躍推進」などが挙げられています。

◇墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画（後期計画）（令和3年4月）

区の女性職員の職務における一層の活躍を推進するためには、「女性管理職及び係長職の割合の向上」と「男性職員と女性職員の育児休業の取得率及び取得期間の向上」を目標として掲げ、その達成に向けた取組を示しています。



(3) 計画の名称

1999（平成11）年に制定された男女共同参画社会基本法により、計画策定が努力義務化され、同年に「墨田区男女平等推進プラン」を策定しました。2004（平成16）年の改定から「墨田区男女共同参画推進プラン（第2次）」として、以降、2009（平成21）年、2014（平成26）年、2019（平成31）年の改定を経て、この計画を「墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）」と称することとします。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間とします。

〔計画期間〕

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		国 男女共同参画基本計画					国 第2次男女共同参画基本計画				国 第3次男女共同参画基本計画			
		H14～H18年度 東京都男女平等推進総合計画					H19～H23年度 東京都男女平等推進総合計画				H24～H28年度 東京都男女平等推進総合計画			
墨田区男女平等推進プラン（第1次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第2次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第3次）				
男女共同参画社会基本法施行（6月）		配偶者暴力防止法施行（10月）		配偶者暴力防止法改正（6月）		墨田区女性と男性の共同参画基本条例施行（4月）			配偶者暴力防止法改正（7月）		配偶者暴力防止法改正（7月）			

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国 第3次男女共同参画基本計画			国 第4次男女共同参画基本計画					国 第5次男女共同参画基本計画						
H24～H28年度 東京都男女平等推進総合計画			H29～R3年度 東京都男女平等推進総合計画					R4～R8年度 東京都男女平等推進総合計画						
墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）				
女性活躍推進法完全施行（4月）		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行（5月）			女性活躍推進法改正（5月）			配偶者暴力防止法改正（4月）		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行（4月）			墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例として一部改正し施行（4月）	

(5) 策定体制

①「墨田区男女共同参画推進委員会」の開催

区長の附属機関である「墨田区男女共同参画推進委員会」より、2023（令和5）年3月に答申が示されました。

②庁内検討組織

区長を本部長とした「墨田区男女共同参画推進本部」と、その下に組織された「プラン改定検討会」にて関係部局との連携により内容等の検討を行いました。

③「墨田区男女共同参画に関する調査」、「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査」の実施

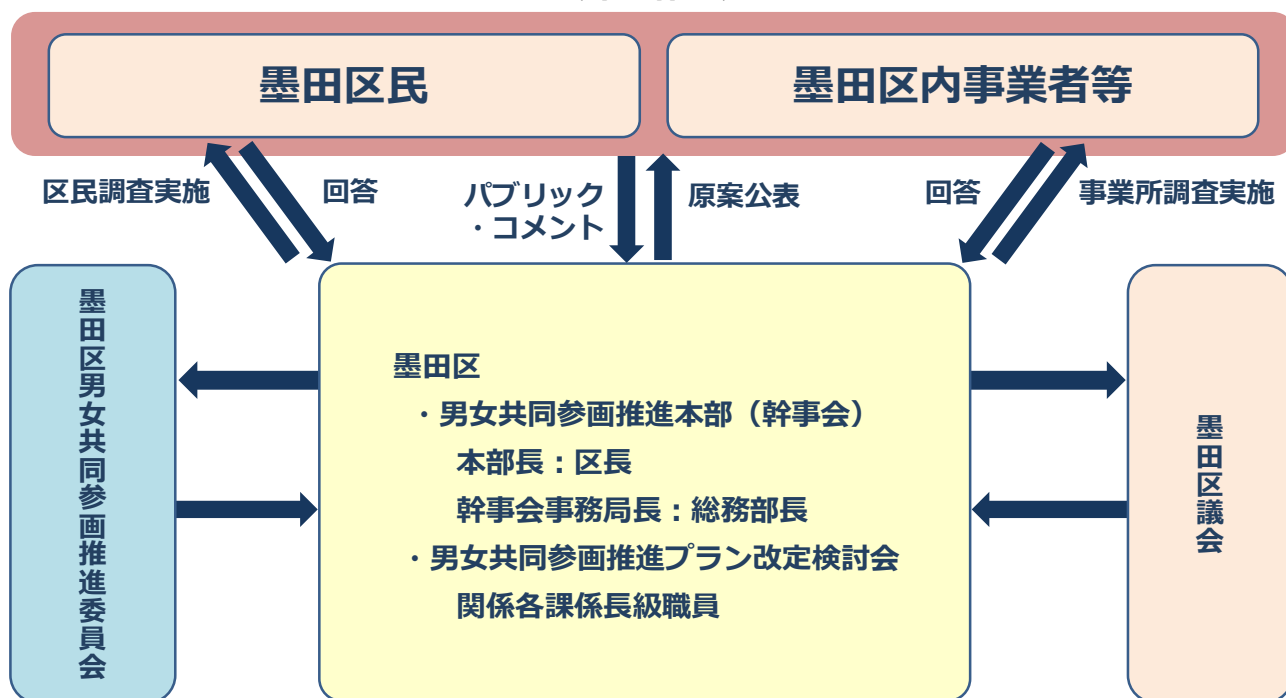
本プランの策定に必要な基礎資料とすることを目的として2022（令和4）年に区民と区内事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

墨田区男女共同参画に関する調査	女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査
調査期間：2022（令和4）年5月31日～6月24日 調査対象：満18歳以上の区民 標本数：2,000人（女性1,000人、男性1,000人） 有効回収率：31.5%	調査期間：2022（令和4）年8月23日～9月16日 調査対象：区内に事業所がある従業員5人以上300人以下の事業所 標本数：2,000事業所 有効回収率：27.7%

④パブリック・コメント（意見募集）の実施

「墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)」(案)に対するパブリック・コメント(意見募集)を2023（令和5）年12月8日から2024（令和6）年1月12日まで実施しました。

〔策定体制〕



2 計画改定の背景

(1) 社会情勢の変化

① SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月の国連総会で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟193か国の全会一致で採択されました。そのアジェンダ（行動指針）で2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間の行動目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が掲げられています。17の目標と169のターゲットで構成されており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。

この前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。また、17の目標の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」が含まれています。

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響

2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中で男女共同参画に関する様々な課題が顕在化しました。感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、女性の非正規雇用の状況及びサービス従事者等の収入への深刻な影響、生活不安やストレスによるDV（配偶者等からの暴力）や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者の増加など、女性の生活に大きな影響を及ぼしました。

その一方で、感染拡大防止をきっかけにテレワークや在宅勤務等の導入によって多様な働き方の普及や社会全体のデジタル化の急速な進展も見られています。

③ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

各国の男女格差を測る指標の一つとなっている「ジェンダー・ギャップ指数」は、世界経済フォーラムが毎年公表しており、経済・教育・健康・政治の4分野のデータを基に算出されます。

「ジェンダー・ギャップ指数2023」では、日本の順位は146か国中125位で、2022（令和4）年の146か国中116位から後退し、過去最低という結果になりました。先進国の中では最低となっており、特に政治分野や経済分野の値が低く、全体の順位を引き下げています。

【ジェンダー・ギャップ指数2023 上位国及び主な国の順位】

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.912	43	アメリカ	0.748
2	ノルウェー	0.879	79	イタリア	0.705
3	フィンランド	0.863	102	マレーシア	0.682
4	ニュージーランド	0.856	105	韓国	0.680
5	スウェーデン	0.815	107	中国	0.678
6	ドイツ	0.815	124	モルディブ	0.649
15	英国	0.792	125	日本	0.647
30	カナダ	0.770	126	ヨルダン	0.646
40	フランス	0.756	127	インド	0.643

(2) 国の動き

①第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月）

1999（平成11）年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と示しています。

男女共同参画社会基本法に基づき、国では2022（令和4）年12月に第5次男女共同参画基本計画が策定されました。第5次男女共同参画基本計画では次の4つを「目指すべき社会」として掲げ、その実現により男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図るとしています。

第5次男女共同参画基本計画における「目指すべき社会」

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

第5次計画では、男女共同参画の取組を進めることについて、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるもの」としており、多様性の視点が強調されました。

②女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正 （令和元年5月）

働くことを希望する全ての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、2015（平成27）年8月に女性活躍推進法が成立しました。これにより、女性活躍推進に向けた行動計画の策定・届出・公表が国や地方公共団体、事業主に義務付けられました。

2019（令和元）年5月の改正では、一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表について、2022（令和4）年4月1日から常用労働者数が101人以上の事業主も義務の対象となりました。また、常用労働者数301人以上の事業主の情報公表の内容についても変更されています。

女性活躍推進法の基本原則

- 1 男女間の格差の実情を踏まえ、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

③配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の改正 （令和6年4月）

2001（平成13）年4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として配偶者暴力防止法が成立しました。これまでの主な改正としては、2013（平成25）年に法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際相手に拡大され、2019（令和元）年には、同伴する家族を適用対象に含め、児童相談所との連携が規定されました。

また、2023（令和5）年5月の改正により、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになったほか接近禁止命令等の期間の延長等、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

④女性デジタル人材育成プラン（令和4年4月）

2022（令和4）年4月に、コロナ下における女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダー・ギャップの解消に向けて、女性デジタル人材育成プランが決定されました。2022（令和4）年から3年間集中的に就労に直結するデジタルスキルを身に着けた女性デジタル人材の育成を強化するとしています。

このプランをデジタルスキルの向上とデジタル分野への就労支援に関する具体策が盛り込まれた総合的な対策とし、テレワーク等の柔軟な働き方を通じたデジタル就労ができる環境の整備、女性デジタル人材のすそ野を広げるための官民連携の取組の横展開を進めていくことが示されています。

⑤困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月）

2022（令和4）年5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しました。女性は日常生活を営む上で女性であることにより様々な問題に直面することが多いため、そうした現状を改善し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目的として福祉のさらなる推進を図るとしています。

（3）都の動き

①東京都男女平等参画推進総合計画（令和4年3月）

東京都女性活躍推進計画と東京都配偶者暴力対策基本計画の両計画で構成された東京都男女平等参画推進総合計画が2022（令和4）年3月に改定されました。この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画となっています。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

②第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（令和5年3月）

2019（令和元）年12月には、東京都性自認及び性的指向に関する基本計画が策定され、性的指向・性自認を理由とする不当な差別の解消や性的指向・性自認に関する啓発・教育を進めるとしています。

2023（令和5）年3月の改正で、基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

③東京都パートナーシップ宣誓制度（令和4年11月）

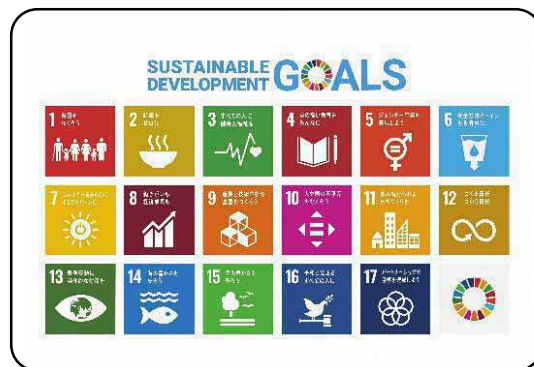
2022（令和4）年6月に制度創設に係る「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正が可決され、同年11月に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されました。この制度の運用により、多様な性や性的マイノリティに関する正しい理解の啓発とともに、当事者の生活上の困難等の軽減等、暮らしやすい環境づくりを進めるとしています。

（4）区の動き

①「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」への選定

2021（令和3）年度に、墨田区はSDGsの達成に向けて特に優れた先導的な取組をしているとして、「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。SDGs未来都市すみだとして、墨田区が目指す持続可能な“すみだ”として、「個性が尊重され、障害や性別・年齢に関わらず誰もが活躍できること」を示し、ジェンダー平等に向けて取組を強化します。

ACTION! すみだSDGs



②墨田区基本計画（令和4年4月）

2005（平成17）年度に策定された墨田区基本構想にて示されている将来の姿を実現するために、墨田区基本計画を策定しています。社会情勢の変化や区を取り巻く環境を踏まえ、墨田区が持続可能なまちとして発展していくために、2022（令和4）年4月に墨田区基本計画を改定しました。

改定では「すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる」というこれまでの人権政策をさらに発展させた政策が設けられ、意識啓発・人材育成等の取組を進め、男女共同参画の推進と性の多様性の尊重に取り組むとしています。

③墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（令和5年4月）

2005（平成17）年に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画の施策を進めてきました。2023（令和5）年4月には、多様性を踏まえた男女共同参画を推進するため、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行しました。8つの基本理念を掲げ、性別等に起因する差別等を禁じています。

④墨田区パートナーシップ宣誓制度（令和5年4月）

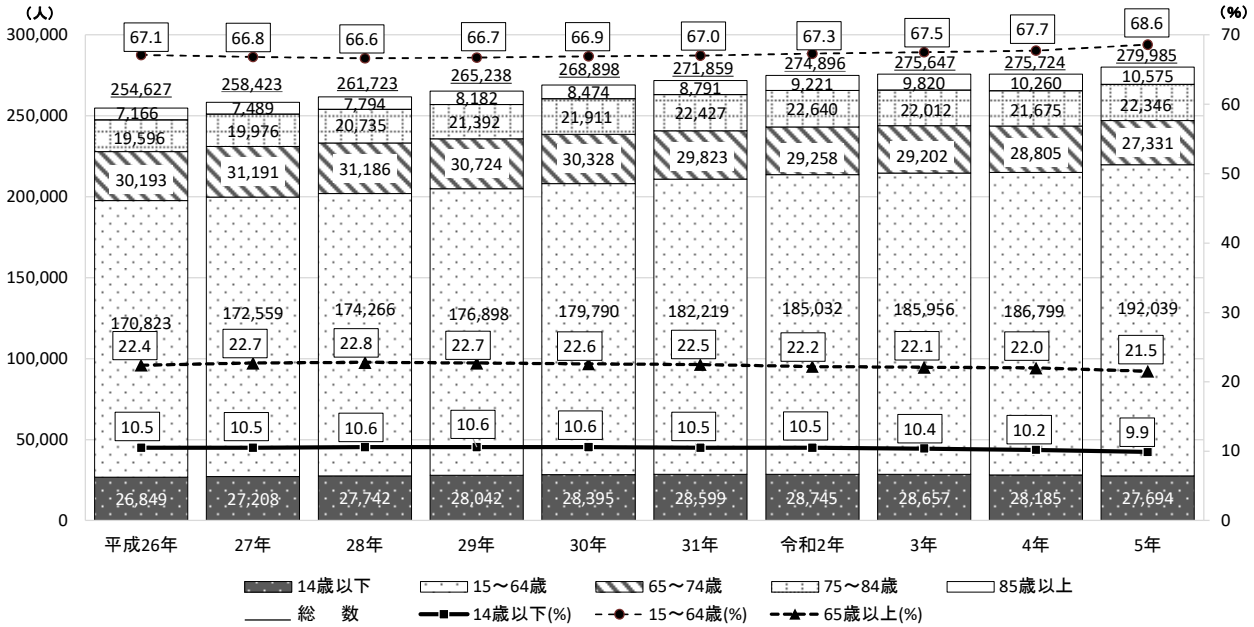
2023（令和5）年4月に施行された墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例において「性別等にかかわらず、全ての人々が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策」を行うことを定めています。そこで、性別等にかかわらず、地域の中でパートナーと共に安心して暮らしていくことを支援するために、2023（令和5）年4月から「墨田区パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

3 墨田区の現状と課題

(1) 墨田区の現状

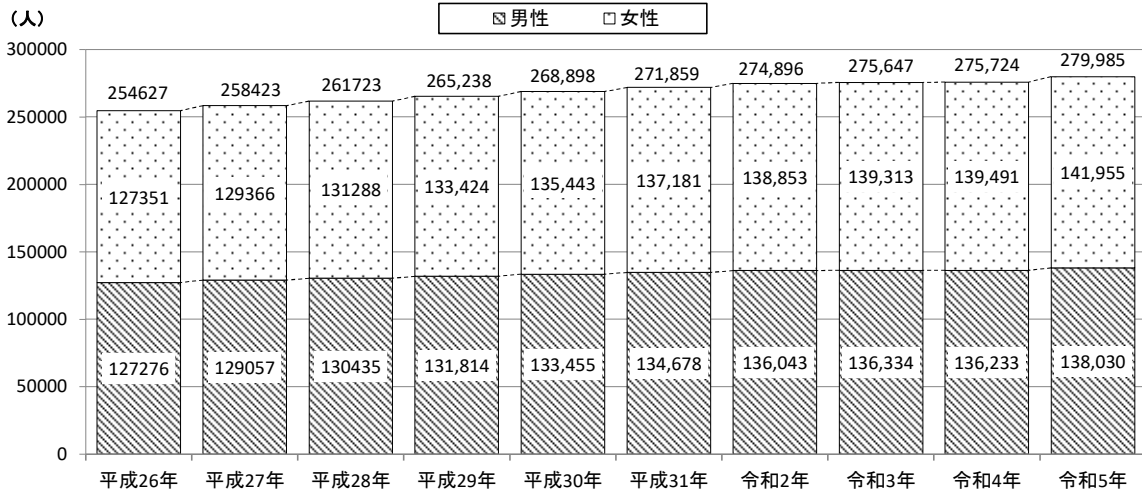
①人口推移

【年齢別人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

【男女別人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

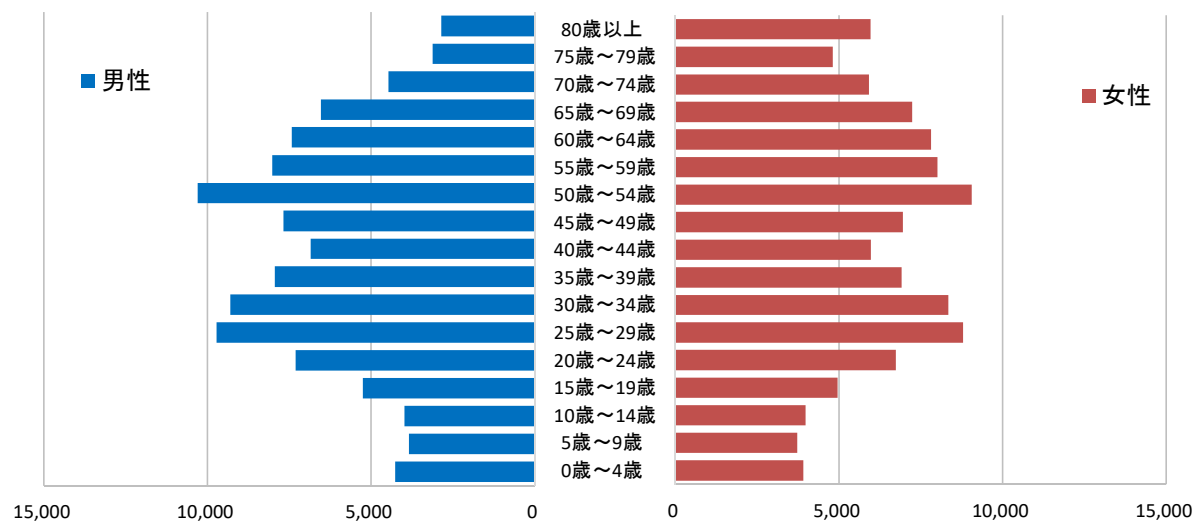
人口は増加傾向が続き、2023（令和5）年1月1日現在、279,985人となっています。

年齢別人口の構成比をみると、2023（令和5）年1月1日現在、年少人口（0～14歳）は9.9%と10%を下回りました。生産年齢人口（15～64歳）は68.6%と直近5年間の中で最も高く、高齢者人口（65歳以上）は21.5%で僅かに減少しています。また、高齢者人口のうち、65～74歳は2015（平成27）年をピークに減少傾向にありますが、85歳以上は直近10年間で増加傾向にあります。

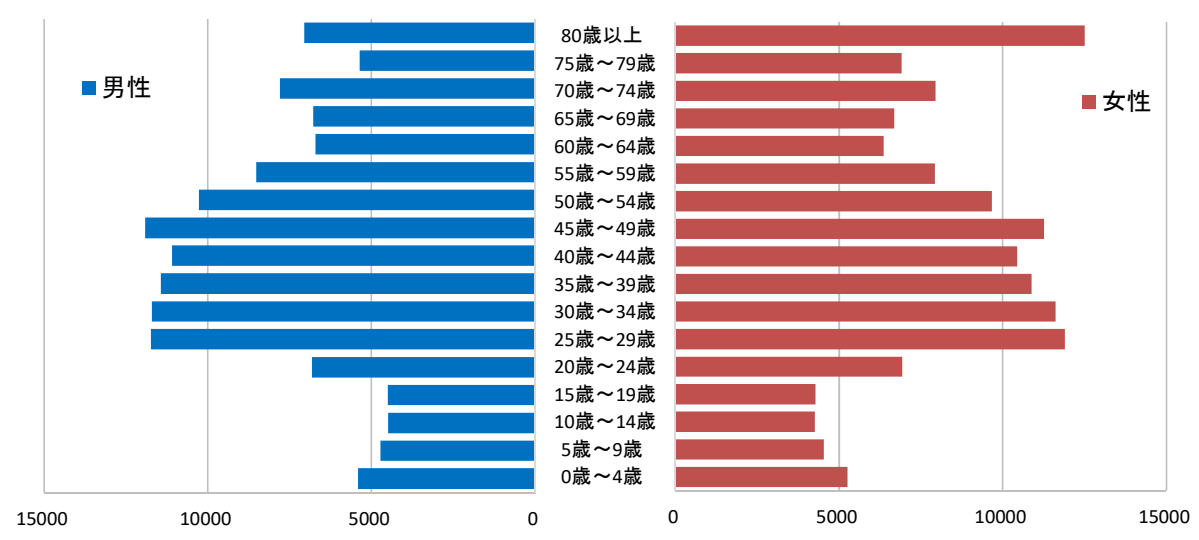
男女比では、2023（令和5）年1月1日現在、女性が141,955人、男性が138,030人で、女性が男性を3,925人上回っています。

【人口ピラミッド（5歳階級別年齢人口）】

2001(平成13年)



2021(令和3年)



* 2001（平成13）年は3月31日現在、2021（令和3）年は1月1日現在の住民基本台帳世帯数を示しています。

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を基に作成

人口ピラミッド（5歳階級別年齢人口）をみると、総人口が増加したことにより、全体的に人口ピラミッドが大きくなったことがうかがえます。また、2001（平成13）年と比較すると、男女共に25～49歳が他の年代に比べて大きく増加しており、生産年齢人口の増加が見られます。一方で、80歳以上の高齢者層も増加しており、高齢化の進展がうかがえます。

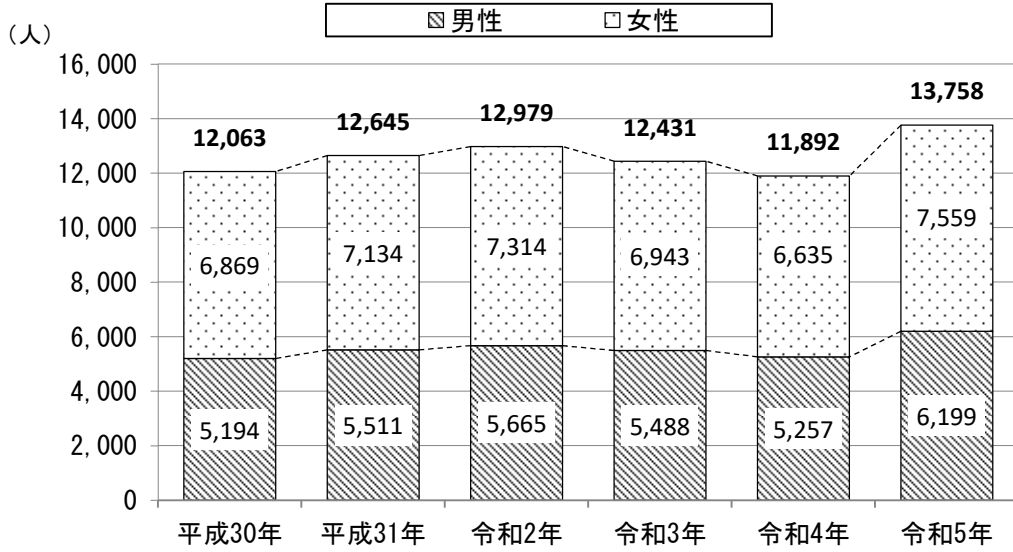
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち
すみだ

3 あらゆる異力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

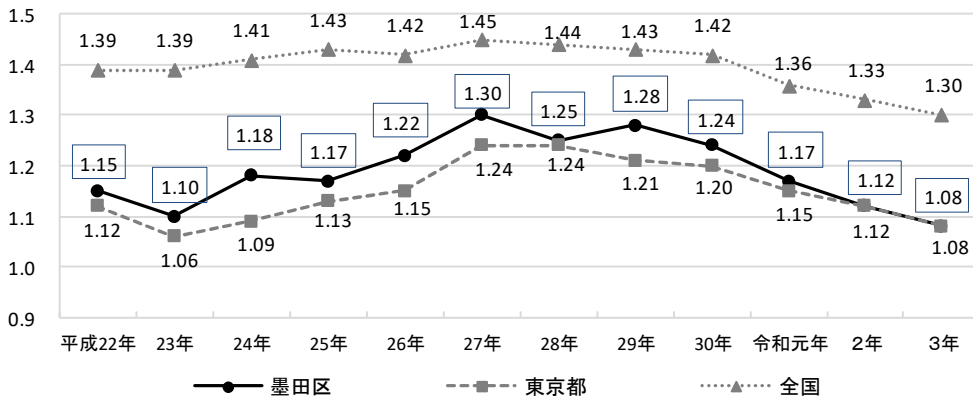
【外国人人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

外国人人口は2020（令和2）年以降、減少傾向にありましたが、2023（令和5）年1月1日現在、13,758人と増加に転じています。男女比では、女性が7,559人、男性が6,199人で、女性が男性を1,360人上回っています。

②合計特殊出生率（全国・都・区）



資料：人口動態統計を基に作成

合計特殊出生率[※]は2017（平成29）年まで増減を繰り返していましたが、2018（平成30）年以降は低下傾向にあり、2021（令和3）年は近年の中で最も低く1.08となっています。

東京都と比較すると直近3年間は同様の水準となっており、2021（令和3）年は1.08と同値となっています。全国と比較すると依然として低く、2021（令和3）年は全国で1.30となっています。墨田区と同様に、全国、東京都ともに直近3年間の合計特殊出生率は低下傾向にあります。

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

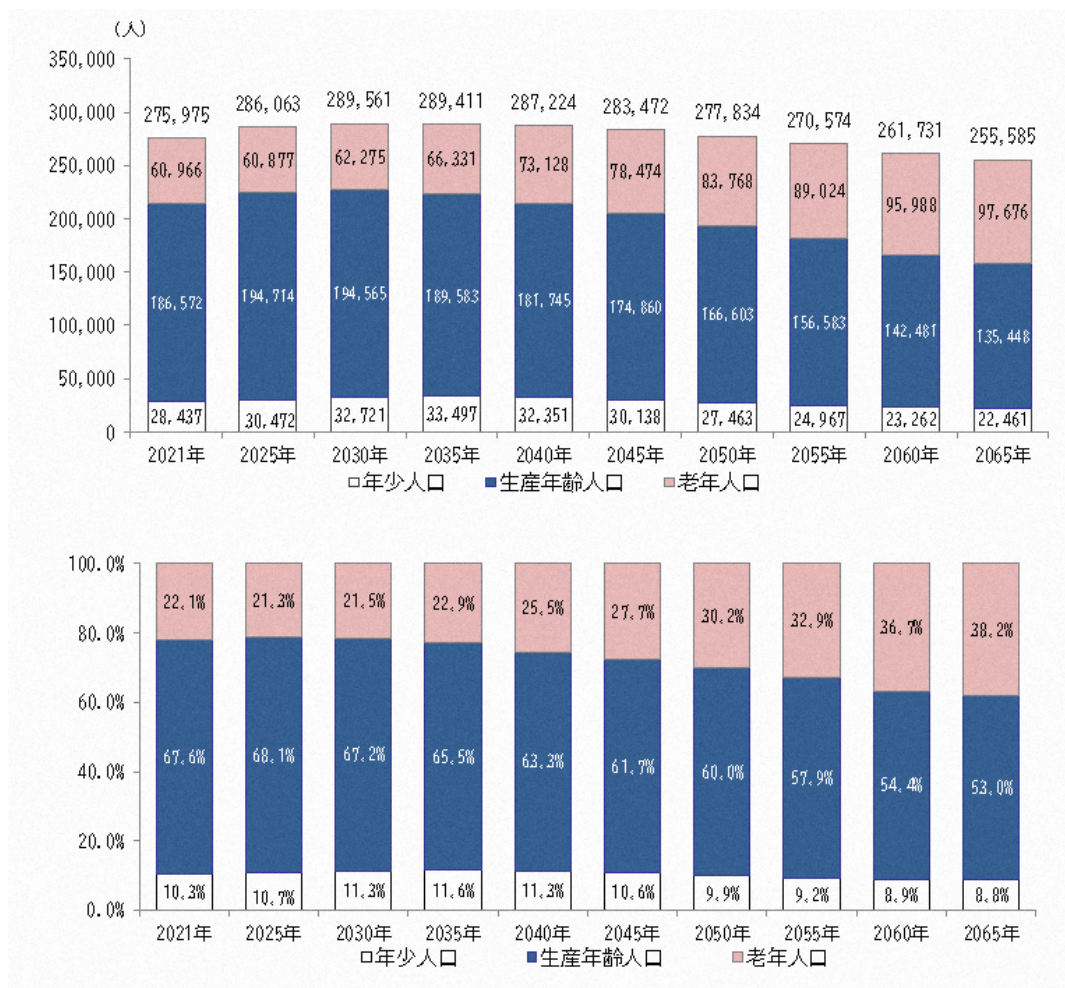
人権と多様性が尊重されるまち

性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち

あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち

区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち

③人口推計



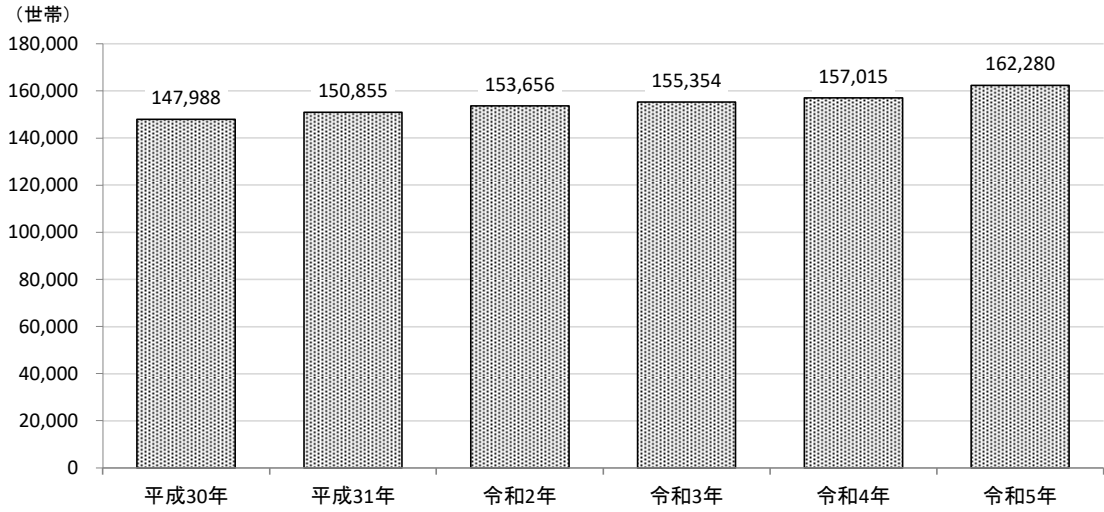
資料：第2期墨田区総合戦略人口ビジョン（令和4年）より引用

コーホート（同時出生集団）要因法[※]によって将来人口を推計したところ、2021（令和3）年4月1日現在を基準人口とすると、総人口は、2030（令和12）年に約289,000人でピークを迎える見込みです。年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、おおむね2030（令和12）年前後まで増加し、その後減少していく見込みです。老年人口（65歳以上）は2025（令和7）年以降一貫して増加が続き、2040（令和22）年には、区民の4人に1人が65歳以上という推計結果になりました。

※コーホート（同時出生集団）要因法とは、基本的な属性である性別・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法です。

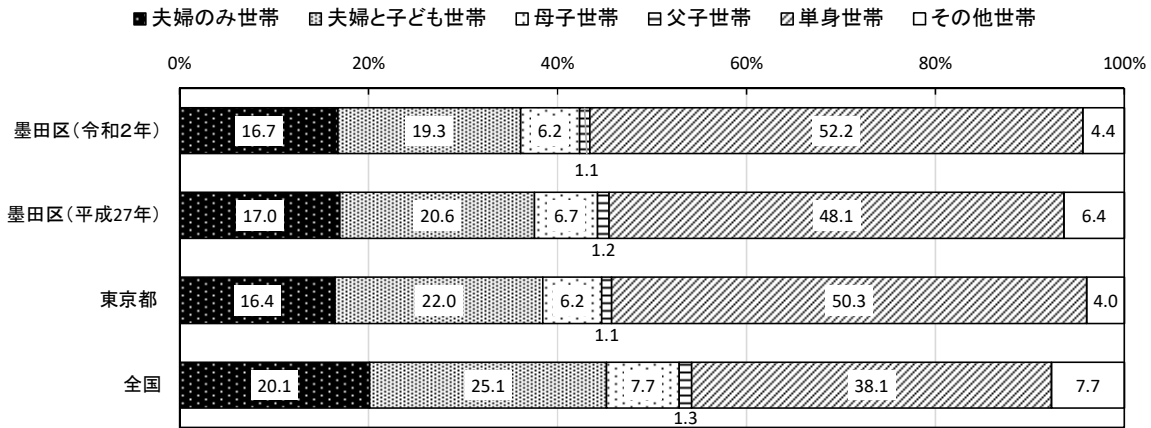
④世帯

【世帯数】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

【家族類型】



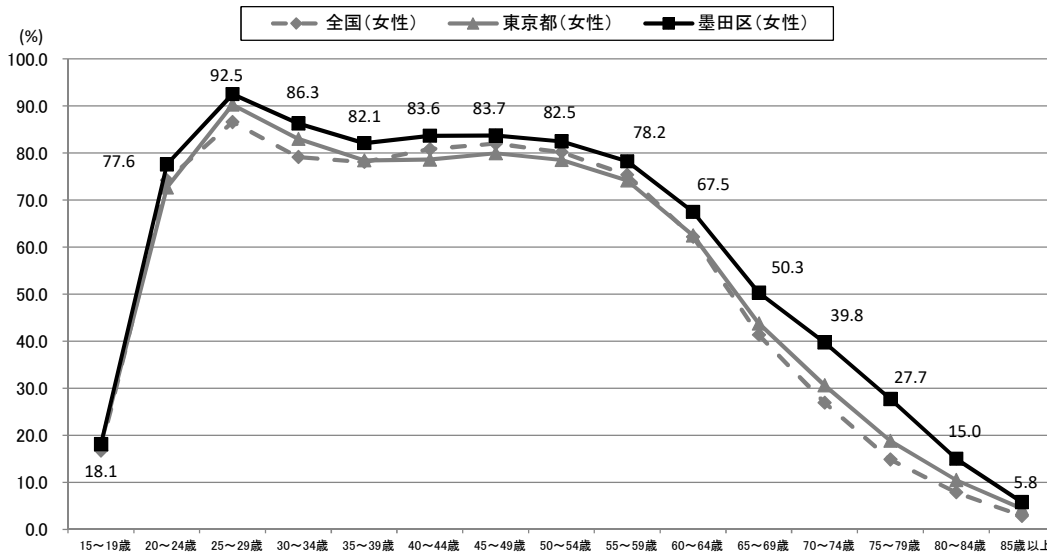
資料：平成27年、令和2年国勢調査を基に作成

世帯数は増加傾向が続いており、2019（平成31）年に150,000世帯を超え、2023（令和5）年1月1日現在、162,280世帯となっています。

家族類型は、夫婦のみ世帯、夫婦と子ども世帯、母子世帯、父子世帯を合わせた核家族世帯が2020（令和2）年は43.4%で、2015（平成27）年から僅かに減少しています。東京都とは大きな違いは見られませんが、全国と比較すると少なくなっています。また、母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯が7.3%を占めており、母子世帯が父子世帯を上回っています。

単身世帯は2020（令和2）年は52.2%と過半数を占めており、2015（平成27）年から増加が見られます。東京都とは大きな違いは見られませんが、全国と比較すると単身世帯の割合が高くなっています。

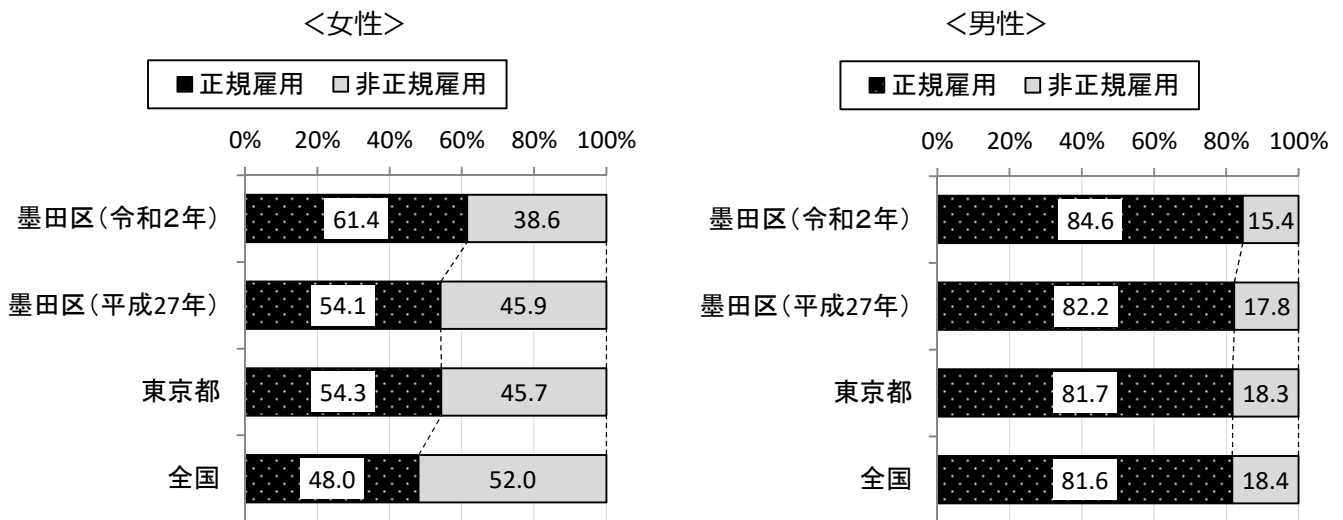
⑤女性の労働力率（全国・都・区）



資料：令和2年国勢調査を基に作成

2020（令和2）年の女性の年齢5歳階級別労働力率は、結婚や出産する人の多い30～34歳で低下し、30～54歳で8割台となります。20歳以上の労働力率が東京都や全国を上回っています。

⑥雇用形態（全国・都・区）



資料：平成27年、令和2年国勢調査を基に作成

雇用形態は、女性で正規雇用が61.4%となっており、2015（平成27）年から増加しています。東京都、全国と比較すると高い水準となっていますが、墨田区、東京都、全国いずれも正規雇用が8割以上を占めている男性と比較すると、依然として低い割合となっています。

かつて女性の年齢5歳階級別労働力率は、25～29歳及び30～34歳を底とするM字カーブを描いていましたが、近年では35～39歳を底としてカーブは浅くなり、台形に近づいてきました。これは、結婚や出産による離職率の低下を示しますが、その内訳は、女性は男性に比べ、非正規雇用割合が高くなっています。

⑦主な産業大分類別の事業所数、従業者数

	A 全産業	B 農林漁業	C 鉱業・採石業・ 砂利採取業	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業・郵便業	I 卸売業・小売業	J 金融業・保険業
事業所数 (事業所)	14,802	3	-	945	2,515	8	255	232	3,797	199
従業者数 (人)	166,624	67	-	9,821	21,326	92	7,644	6,823	40,287	6,598
	K 不動産業・物品 賃貸業	L 学術研究・専門・ 技術サービス業	M 宿泊業・飲食 サービス業	N 生活関連サービス 業・娯楽業	O 教育・学習支援業	P 医療・福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業 (他に分類されない もの)	S 公務(他に分類され るものを除く)	
事業所数 (事業所)	1,248	690	1,741	827	391	1,083	37	799	32	
従業者数 (人)	5,367	5,489	15,848	5,966	6,717	17,141	781	13,707	2,950	

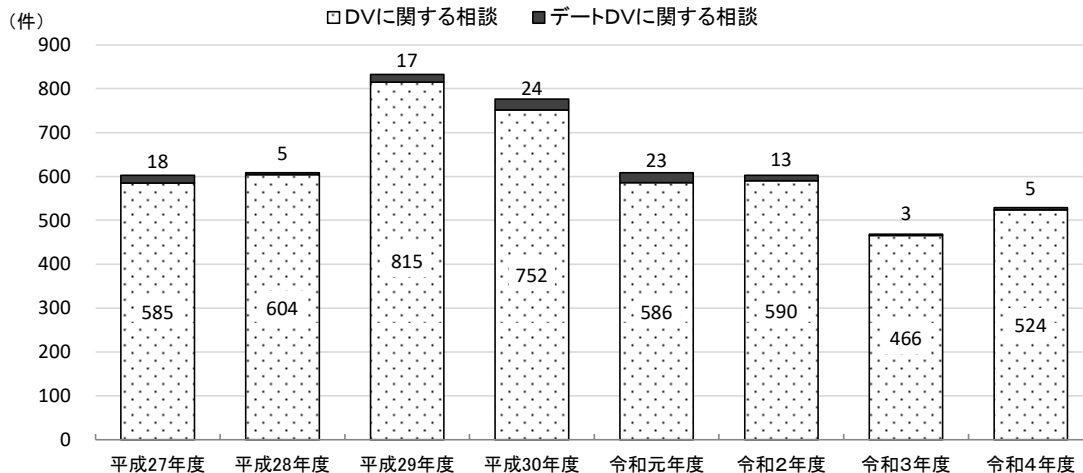
資料：令和3年経済センサス-活動調査（速報集計）を基に作成

墨田区内の事業所数は、全体で14,802事業所、従業員数は、全体で166,624人となっています。

業種で見ると、「卸売業、小売業」が3,797事業所（従業員数40,287人）で最も多く、次いで「製造業」が2,515事業所（従業員数21,326人）となっています。また、事業所数では「宿泊業・飲食サービス業」が次いで多くなっていますが、従業員数では「医療・福祉」が多くなっています。

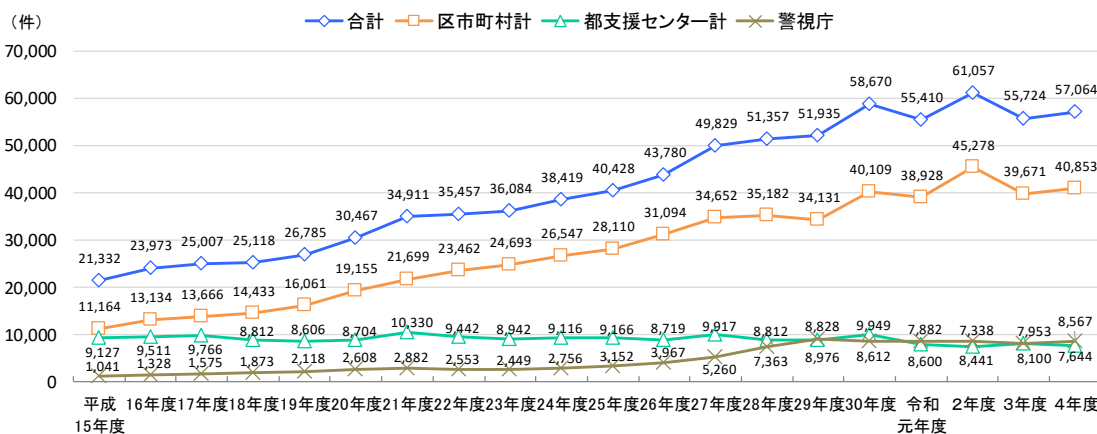
⑧被害の相談件数

【墨田区】



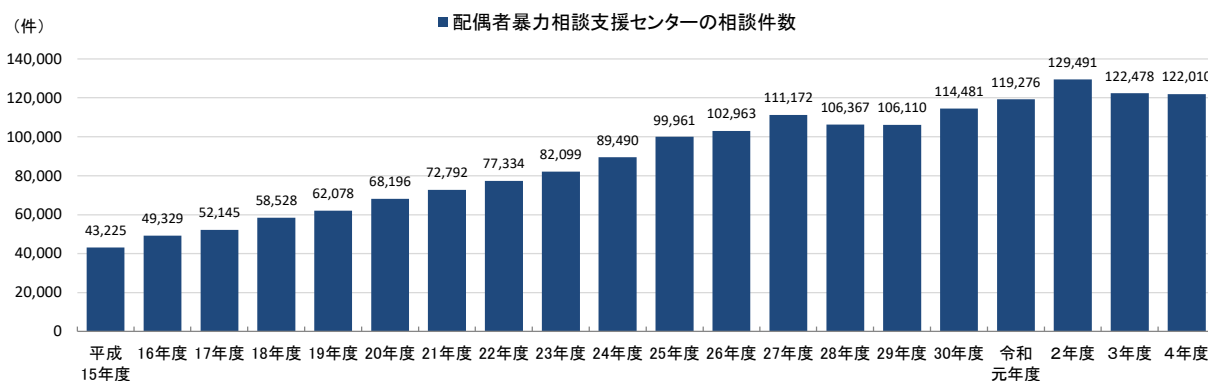
資料：東京都配偶者暴力対策に関する事業調査の回答を基に作成

【東京都】



資料：東京都生活文化スポーツ局

【全国】



資料：内閣府男女共同参画局

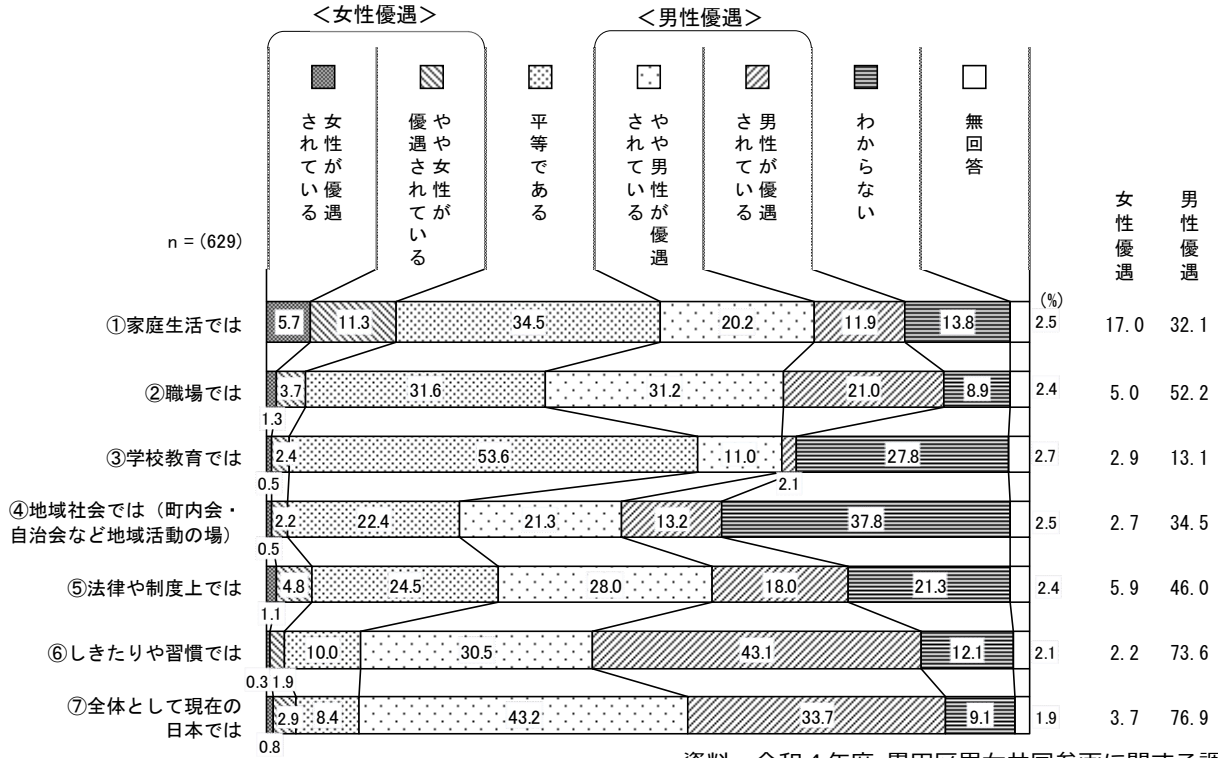
墨田区における暴力被害の相談件数は2017（平成29）年度以降減少傾向にありましたが、2022（令和4）年に増加に転じています。きめ細やかな被害者支援ができるよう支援体制を整備することが重要です。また、東京都と全国では2020（令和2）年度に増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大によるDV被害の増加等の影響が考えられます。

(2) アンケート調査結果からみた現状

■ 区民意識調査

①男女共同参画の意識

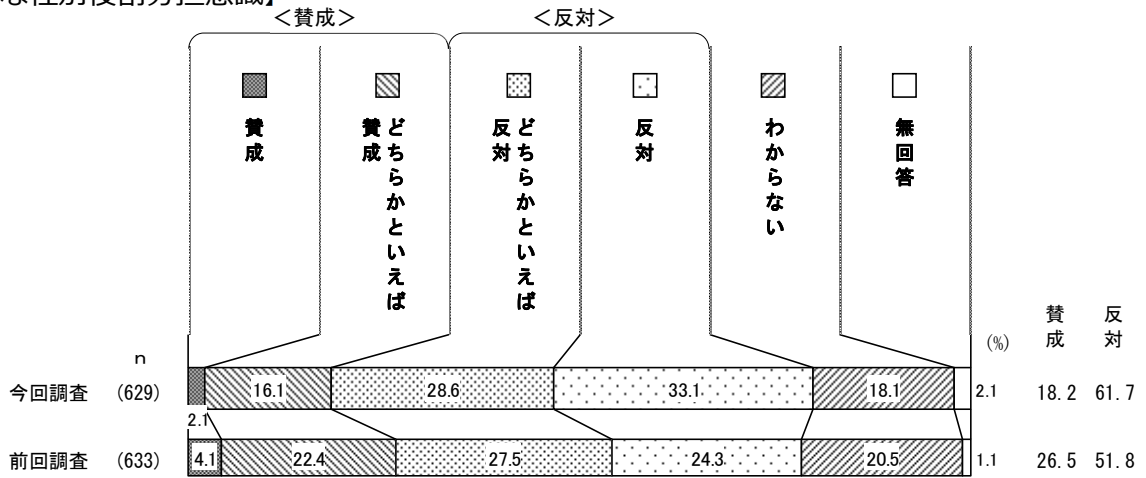
【男女の地位の平等感】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

「平等である」は『学校教育』(53.6%)で最も多く、過半数を占めていますが、それ以外の項目では4割未満となっており、『全体として現在の日本』では1割未満(8.4%)と非常に低い状況です。『全体として現在の日本』(76.9%)、『しきたりや習慣』(73.6%)で<男性優遇>が7割以上となっていることから、男女の地位が平等になるよう、社会のあらゆる場面で男女共同参画を進める必要があります。

【固定的な性別役割分担意識】

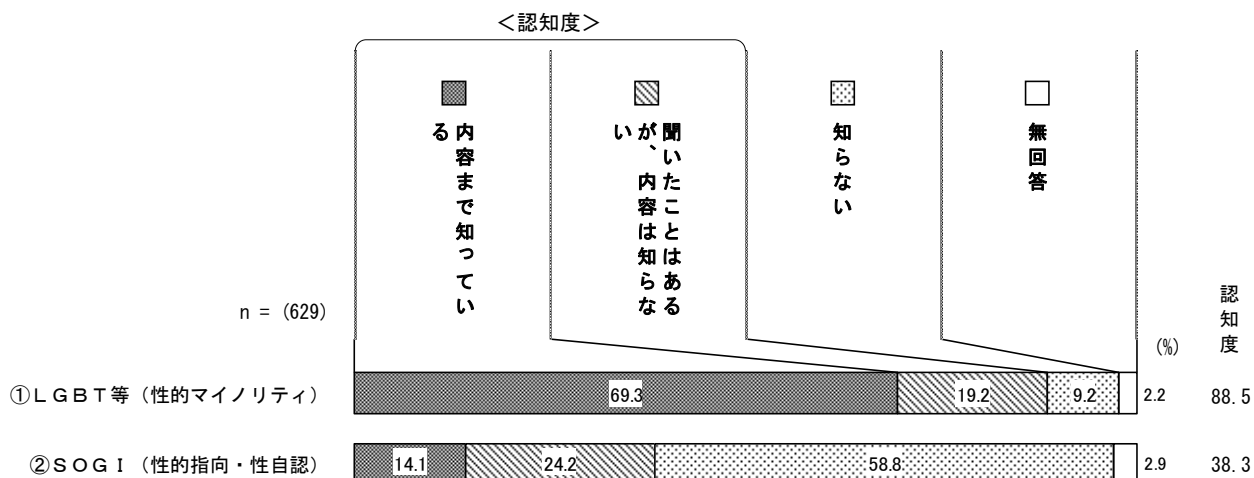


資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識に<反対>(61.7%)が<賛成>(18.2%)を大きく上回ってはいますが、引き続きこうした意識の解消に取り組む必要があります。

②男女共同参画の視点からみた人権

【多様な性に関する認知度】

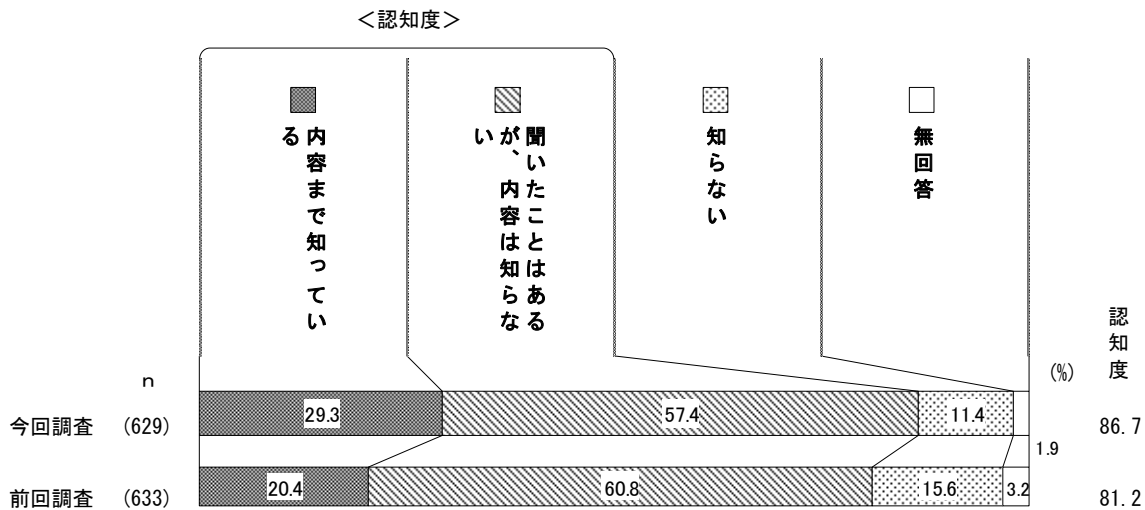


資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

『LGBT等（性的マイノリティ）』は<認知度>が約9割となっていますが、『SOGI（性的指向・性自認）』は約4割となっており、「内容まで知っている」は1割台半ばと低い状況です。周知を進めることに加え、内容まで理解してもらえるような取組が必要と考えられます。

③男女共同参画の視点からみたところとからだの問題

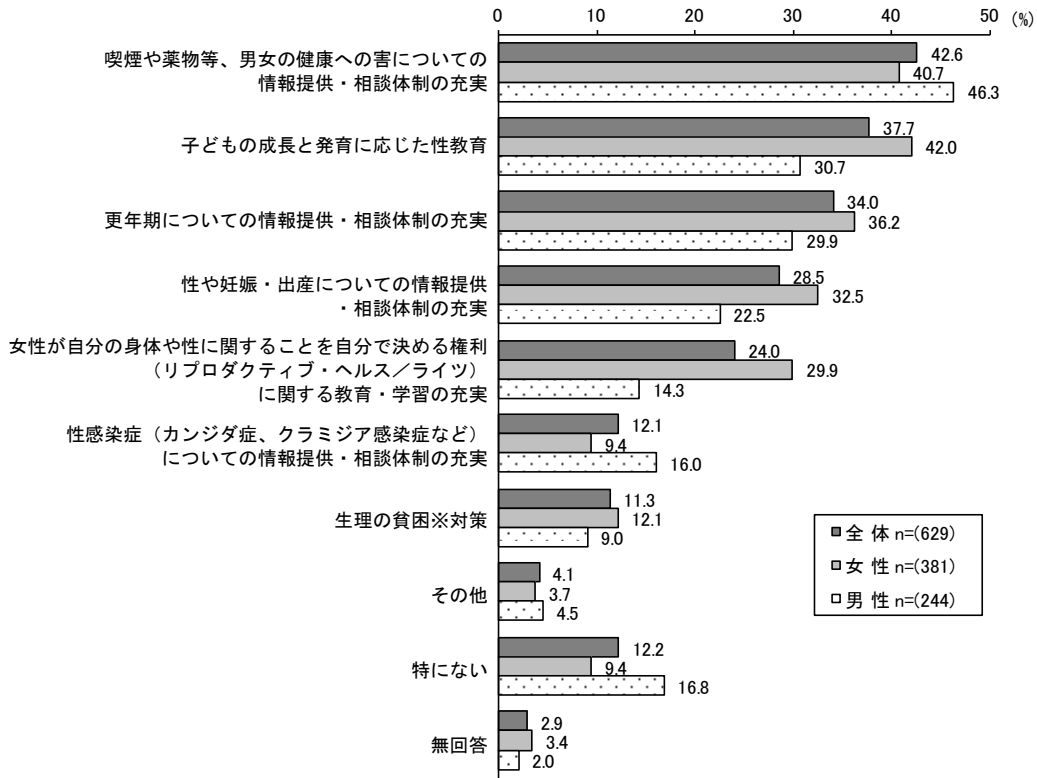
【DV防止法の認知度】



資料：令和4年度、平成29年度 墨田区男女共同参画に関する調査

『DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）』は<認知度>（86.7%）は約9割となっていますが、「内容まで知っている」は約3割（29.3%）に留まっており、理解を深められるような周知が必要です。

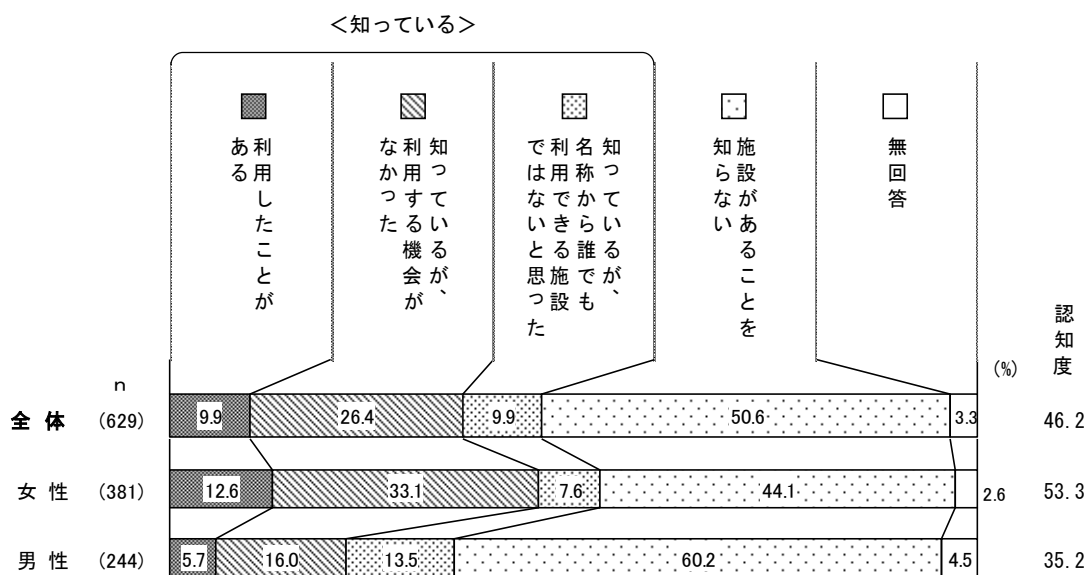
【自身の健康を守るために必要なこと】



※生理の貧困とは、経済的な理由で生理用品を購入できない状況のことです

資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

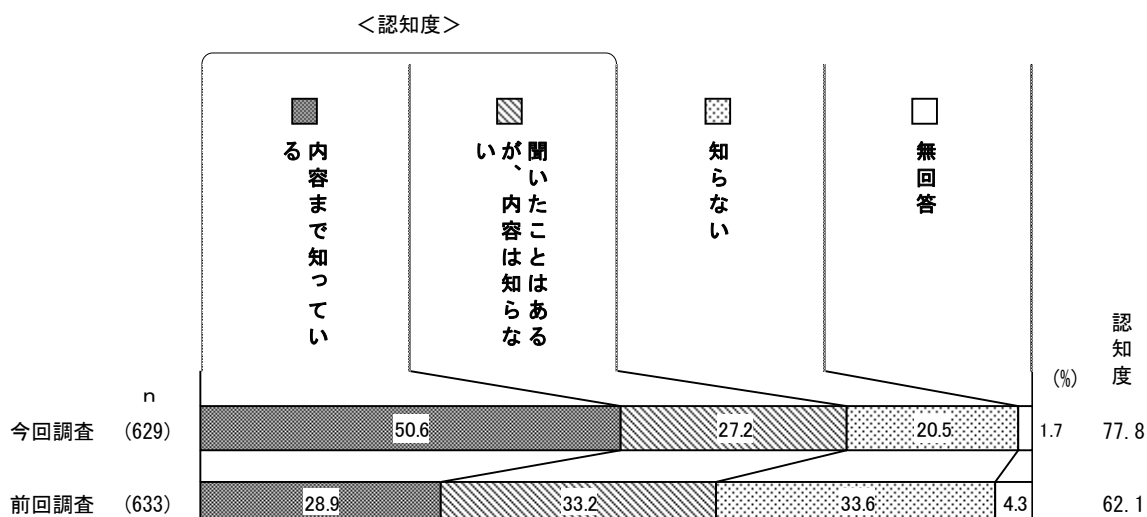
④男女共同参画の推進施策について
【「すみだ女性センター」の認知度】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

「すみだ女性センター」について、全体で「施設があることを知らない」(50.6%)が最も多く過半数を占めています。次いで、「知っているが、利用する機会がなかった」(26.4%)が多く、「利用したことがある」と「知っているが、名称から誰でも利用できる施設ではないと思った」が同値(9.9%)で続いており、<認知度>は46.2%と半数に満たない状況です。区民に施設や取組を広く周知し、利用を促せるよう工夫をする必要があります。

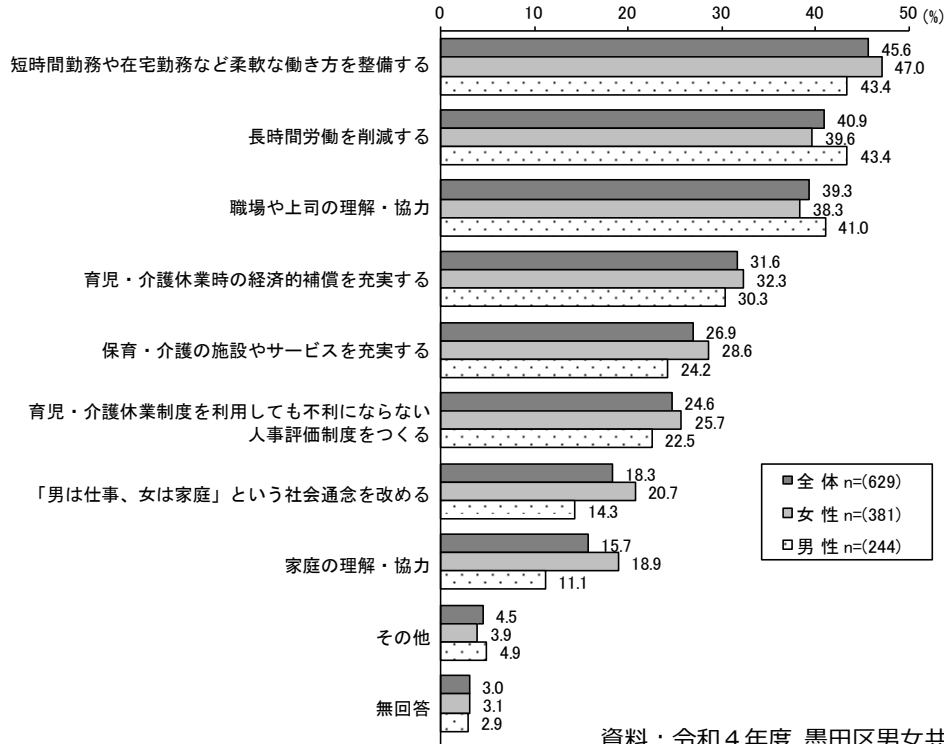
⑤ワーク・ライフ・バランスの推進について
【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



資料：令和4年度、平成29年度 墨田区男女共同参画に関する調査

『ワーク・ライフ・バランス』は、「内容まで知っている」(50.6%)が最も多くなっており、<認知度>(77.8%)は約8割となっています。ワーク・ライフ・バランスの内容まで知ってもらえるよう、引き続きの啓発が重要です。

【ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なこと】

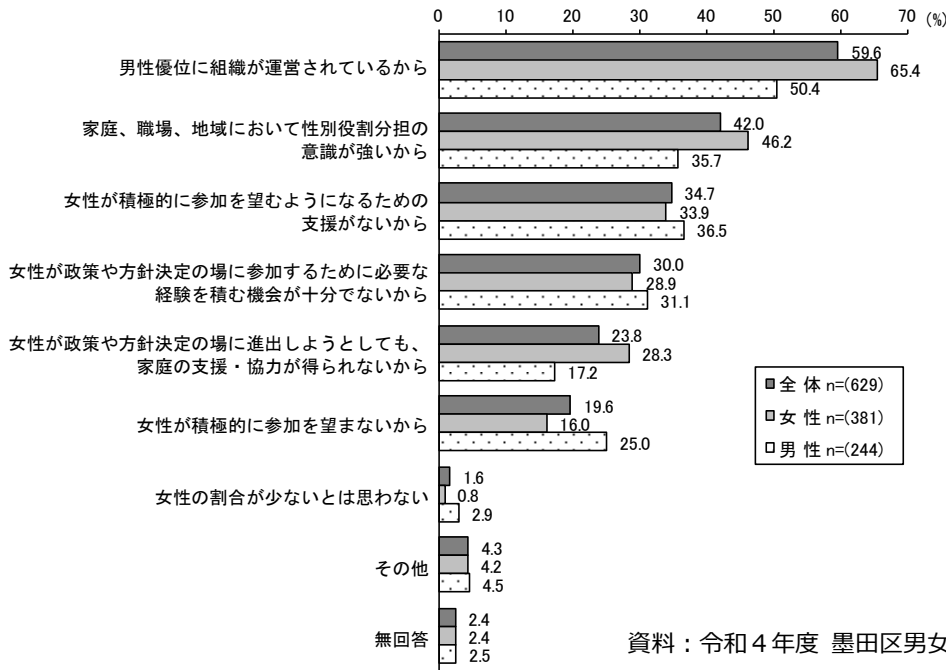


資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のために、「短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を整備する」(45.6%)、「長時間労働を削減する」(40.9%)、「職場や上司の理解・協力」(39.3%)等が求められており、職場環境の整備が重要です。

⑥意思決定過程への女性の参画促進について

【政策や方針決定の場で女性の進出が少ないといわれている理由】

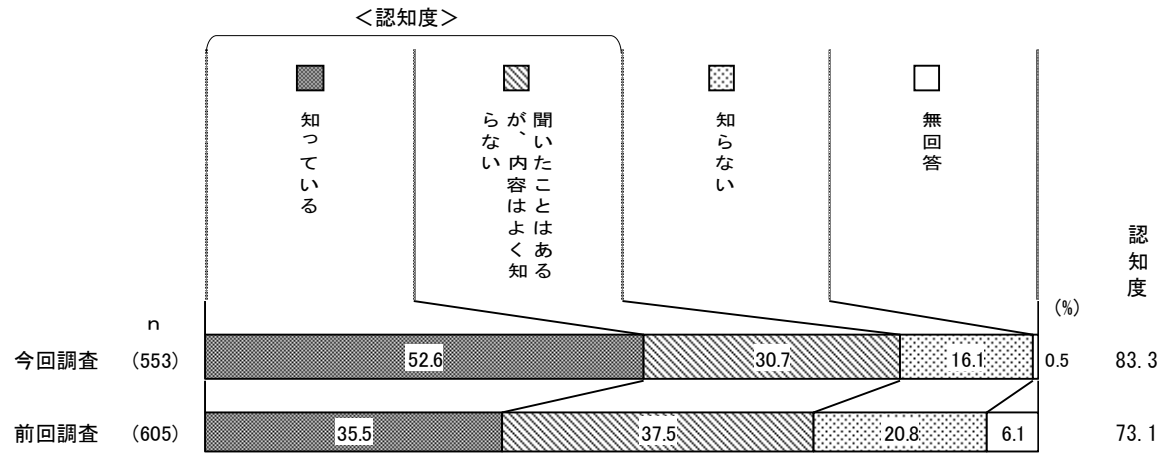


資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

政策や方針決定の場で女性の進出が少ないといわれている理由として、「男性優位に組織が運営されているから」(59.6%)が最も多く、次いで「家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから」(42.0%)が挙げられており、あらゆる場面に根付いた固定的な性別役割分担意識の解消が求められています。

■ 事業所実態調査

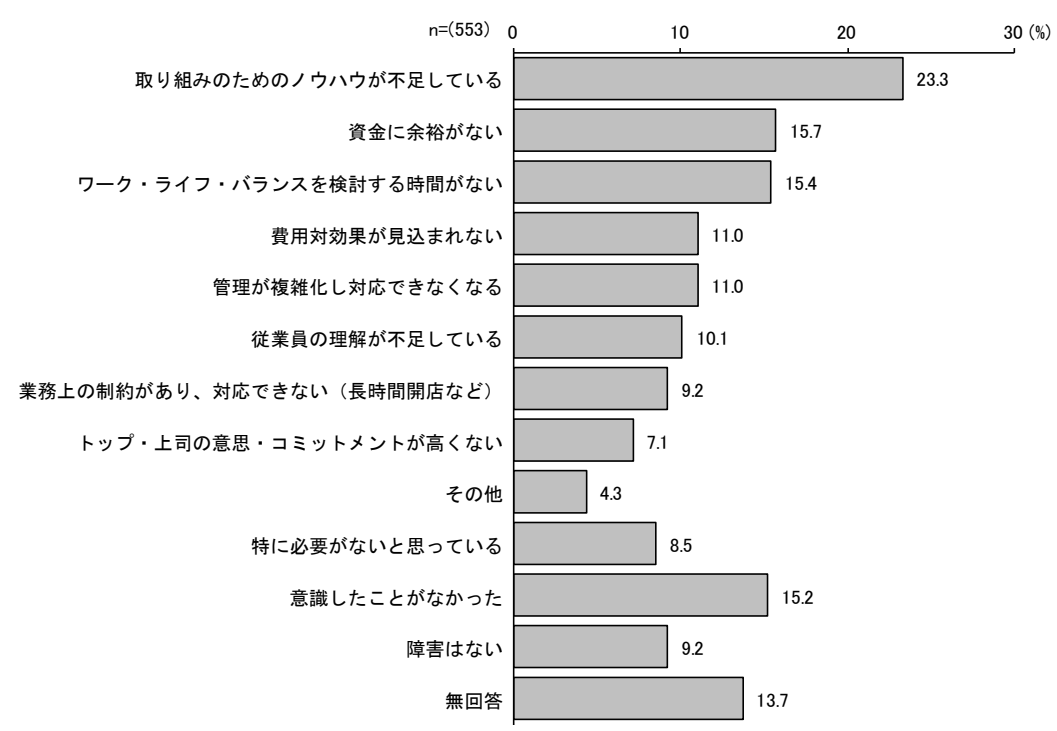
①働きやすい職場環境について 【「ワーク・ライフ・バランス」の認知度】



資料：令和4年度、平成28年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「知っている」は52.6%で、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の30.7%を合わせた<認知度>は83.3%となっています。前回調査と比較すると、「知っている」は前回調査の35.5%から17.1ポイント増加しており、認知度の向上がうかがえます。

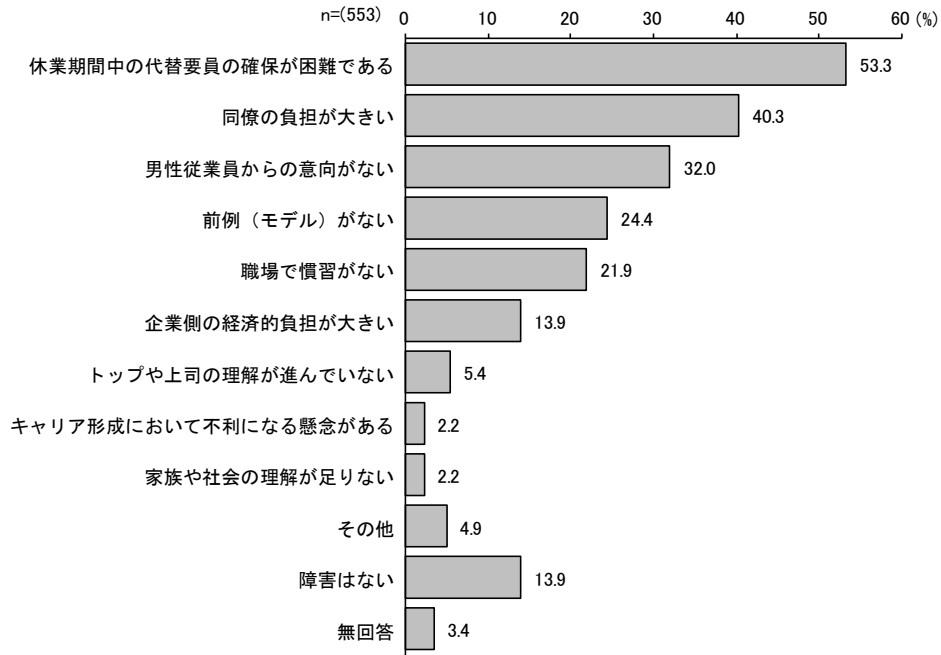
【「ワーク・ライフ・バランス」を推進する際の課題】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「取り組みのためのノウハウが不足している」が23.3%と最も多く、次いで「資金に余裕がない」の15.7%、「ワーク・ライフ・バランスを検討する時間がない」の15.4%が1割台半ばとなっています。事業所に対して情報提供や相談支援等の充実を図る必要があります。

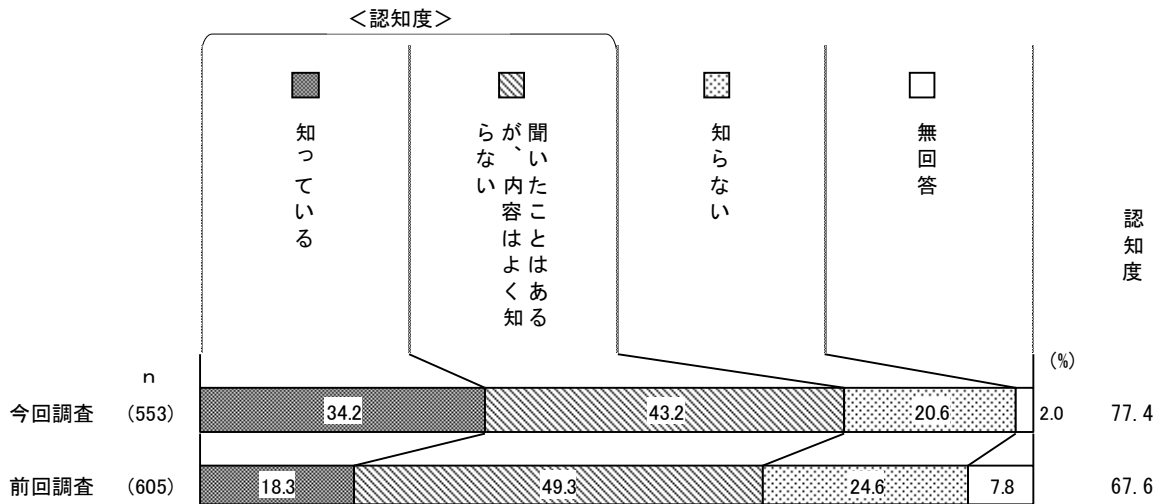
【男性の育児・介護休業制度の活用推進時の課題】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「休業期間中の代替要員の確保が困難である」が53.3%と最も多く、次いで「同僚の負担が大きい」が40.3%、「男性従業員からの意向がない」が32.0%、「前例（モデル）がない」が24.4%、「職場で慣習がない」が21.9%となっており、職場環境の整備に課題が多く残されている状況です。

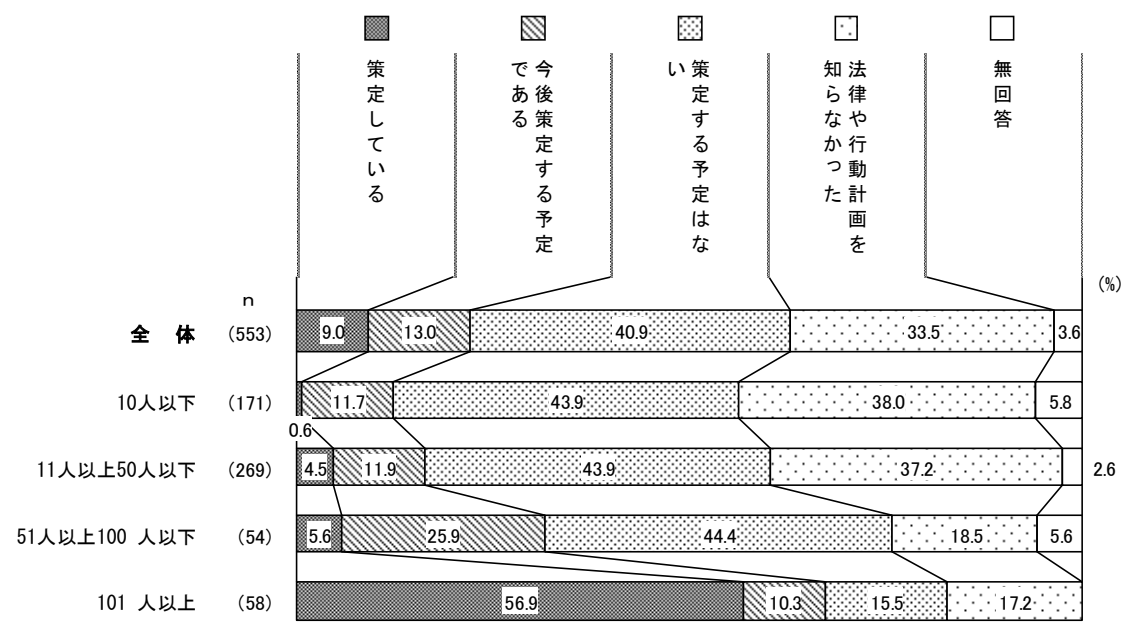
②女性活躍推進における考え方について
【「女性活躍推進法」の認知度】



資料：令和4年度、平成28年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「知っている」は34.2%となっており、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」を合わせた<認知度>は77.4%となっています。前回調査と比較すると、「知っている」は前回調査の18.3%から15.9ポイント増加しており、認知度の向上がうかがえます。今後は内容の理解につなげられる周知の強化が必要です。

【一般事業主行動計画の策定状況について】

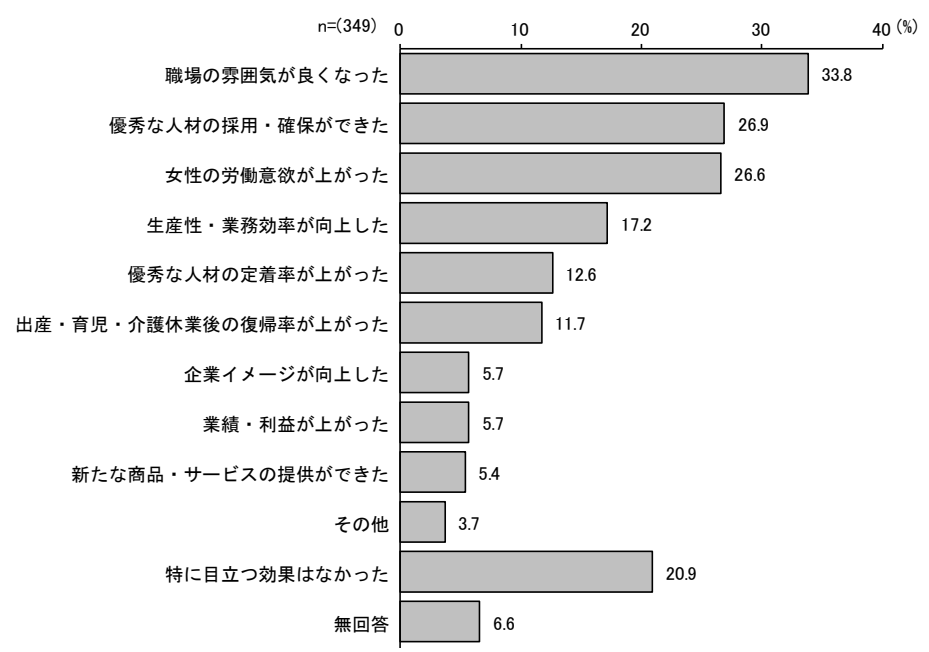


資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

一般事業主行動計画について「策定している」は事業所規模が101人以上で56.9%と最も多くなっていますが、100人以下の事業所規模ではいずれも1割未満となっています。「法律や行動計画を知らなかった」は50人以下で3割台となっており、認知度は低くなっています。

101人以上の事業所では法定義務となりますが、「策定している」は56.9%にとどまり、「今後策定する予定である」の10.3%を加えても6割台となっており、女性活躍推進法とともに周知を進める必要があります。

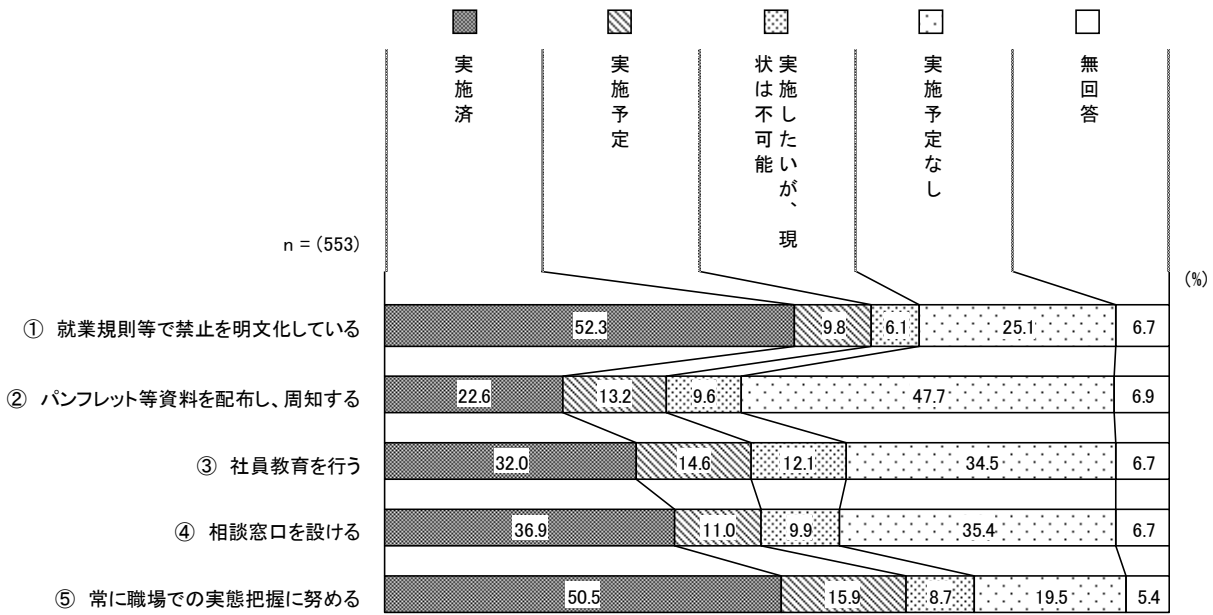
【女性活躍に関する取り組み実施後の効果】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「職場の雰囲気が良くなった」が33.8%と最も多く、次いで「優秀な人材の採用・確保ができた」が26.9%、「女性の労働意欲が上がった」が26.6%となっており、一定の効果が出ていることがうかがえます。

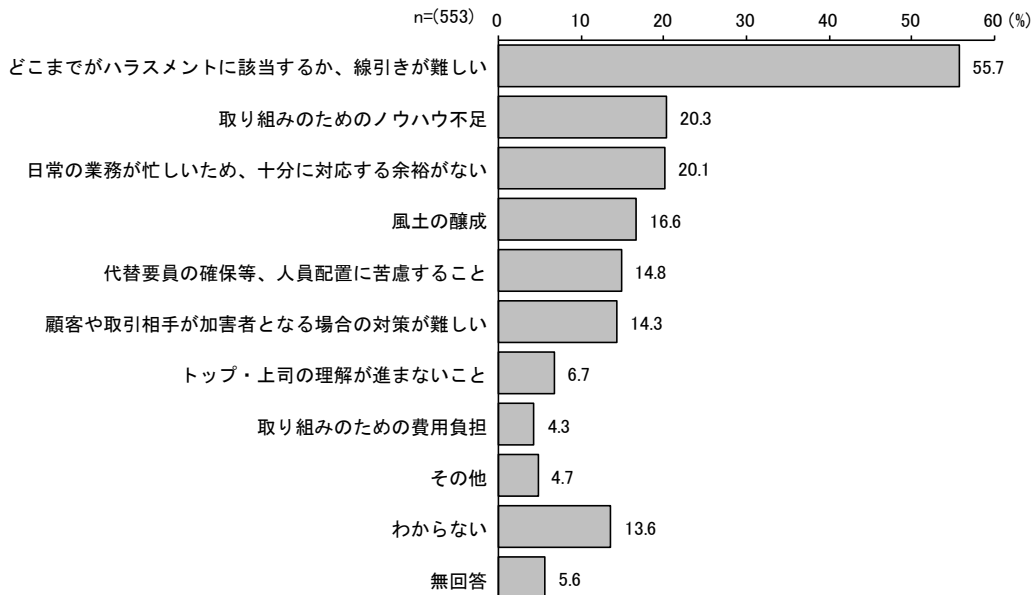
③人権問題への対応状況について
【ハラスメントへの取り組み実績状況及び意向】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「実施済」は『就業規則等で禁止を明文化している』（52.3%）、『常に職場での実態把握に努める』（50.5%）で半数以上となっており、『相談窓口を設ける』（36.9%）、『社員教育を行う』（32.0%）で3割台、『パンフレット等資料を配布し、周知する』（22.6%）で2割台となっています。一方、『パンフレット等資料を配布し、周知する』、『相談窓口を設ける』、『社員教育を行う』で「実施予定なし」が3～4割台と比較的高く、事業所での取組の充実に向けて支援を進めることが必要です。

【職場のハラスメント防止対策に取り組む上での課題】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」が55.7%と特に多くなっており、ハラスメントに関する正しい理解促進や情報提供を進めることが重要です。

4 第5次プランでの取組と今後の課題

「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」の計画期間の振り返りとして、基本目標ごとに、主な取組を挙げ、指標から効果の検証とともに、今後の課題についてまとめました。

■基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

【主な取組】

男女共同参画施策に関する情報発信、児童・生徒への男女平等教育、DV等の予防啓発、早期発見、相談窓口の充実

【6つの指標（4つの成果指標・2つの活動指標）に対する検証】

男女共同参画意識の成果指標は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に<反対>する割合が増加することを目標としていたのに対し、前回から9.9ポイント増加の61.7%でした。しかし、成果指標「全体として現在の日本における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合」は、同じく増加を目標としていたにもかかわらず、8.4%と2.5ポイント減少していました。このことから、固定的な性別役割分担意識を解消する意識啓発事業の成果は上げているものの、実態としては平等を感じられる社会の実現までには至っていないことが示されました。

多様な性の理解と尊重を図るための成果指標「LGBT等（性的マイノリティ）の内容まで知っている区民の割合」は、前回から34.7ポイント増加の69.3%であり（目標40%）、普及啓発事業の効果は十分あったといえます。

心とからだを尊重する社会づくりの成果指標「DV防止法を内容まで知っている区民の割合」は、増加を目標としていたのに対し、8.9ポイント増加の29.3%でした。活動指標である「デートDV予防啓発講座開催校数」は、年2校以上の目標に対し、年3校実施することができています。また、活動指標「乳がん、子宮頸がん検診受診率」（目標50%）は、がんに関する区民意識調査の結果が2023（令和5）年度末となるため、検証にいたりませんでした。

【今後の課題】

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化：固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について気づく機会の提供と、その解消に向けた事業を実施します。
- 多様な性の理解促進：全ての人に関わるSOGI（性的指向・性自認）について正しく理解し、性的マイノリティの抱える困難の解消のための支援に取り組みます。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくり：DV等の暴力の根絶と健康増進のための事業に取り組みます。特にDV防止・相談・支援に関する既存の機能を生かし、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。

■基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

【主な取組】

男性向け子育て・介護に関する講座等の開催、女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実
出産・子育て応援事業

【6つの指標（2つの成果指標・4つの活動指標）に対する検証】

成果指標「ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている区民の割合」は、前回から21.7ポイント増加し50.6%でした（目標40%）。成果指標「職場における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合」も、前回から6.6ポイント増加の31.6%となりました（目標30%）。

活動指標「男性の子育て参画支援講座（父親対象事業）の父親参加数」及び「男性介護者及び認知症家族介護者教室における男性の参加者数」は、今期がコロナ下であったため、いずれも目標を達成することは出来ませんでした。「区職員の管理・監督職における女性の割合」については、管理職の目標が20%程度だったのに対し、前回から1.5ポイント増加の16.3%、監督職は目標35%に対し、前回から2.9ポイント増加の35.9%でした。「区男性職員の育児休業取得率」は、増加することを目標としていたことに対し、前回から比べ38.9ポイント増加の66.7%でした。

【今後の課題】

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、時差通勤やテレワーク等の多様な働き方が普及しました。こうした取組を活かすよう、事業所への周知啓発及びアドバイザー派遣による支援等を実施します。
- 女性活躍の推進：あらゆる分野に女性が参画することで、多様な意見が反映されるよう、女性の積極的登用を、区も区内事業者とともに取り組みます。

■基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

【主な取組】

審議会等における女性委員の比率向上への取組、墨田区防災士ネットワーク協議会に女性分科会を設置

【2つの指標（1つの成果指標・1つの活動指標）に対する検証】

成果指標「地域社会における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合」は、22.4%と前回から1.2ポイント増加しましたが、目標の30%には届きませんでした。

活動指標「審議会・委員会の女性委員比率」も、29.8%と前回から3.3ポイント増加しましたが、目標の30%には届きませんでした。

【今後の課題】

- 意思決定過程への女性の参画推進：多様な価値観を取り入れ、豊かな活力を生み出すため、意思決定過程への女性参画を促進します。
- 防災・防犯における男女共同参画の推進：女性をはじめマイノリティの立場からの視点を活かした防災・防犯の取組を推進します。

■基本目標4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

【主な取組】

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例の施行、拠点施設の名称変更「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」

【今後の課題】

- 庁内関係部署及び関係団体との連携：墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例について広く周知し、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等との協働により、施策を推進します。
- 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施を推進します。
- 拠点施設「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」の機能充実と活動強化を促進します。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年4月に施行した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」において、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の柱に位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

～ すみだの男女共同参画※社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、全ての人々がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、多様な性を包摂しています。

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（基本理念）

- (1) 全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し合い、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

2 計画の体系

計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

基本目標

1

人権と多様性が
尊重されるまち すみだ

2

性別等にかかわらず
誰もが輝き、ともに
活躍できるまち すみだ

3

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに
過ごせるまち すみだ

4

区、区民、事業者等が力を
合わせ、互いに連携して
課題に取り組むまち すみだ

基本理念

認め合い

支え合い

ともに創るまち

すみだ

すみだの男女共同参画社会の実現

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに
過ごせるまち すみだ

区、区民、事業者等が力を
合わせ、互いに連携して
課題に取り組むまち すみだ

※1 墨田区女性活躍推進計画のことで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画です。

※2 墨田区配偶者等暴力（DV）防止基本計画のことで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画です。

施策の方向

課題

(1) 男女共同参画意識を
高めます

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

(2) 多様な性を理解し、
人権を尊重する社会づくり
を進めます

- ① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信
- ② 多様な性の理解促進
- ③ 性的マイノリティへの支援

(3) 男女共同参画の視点で
地域力を高めます

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画 ※1

(1) ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）を
推進します

- ① 誰もが共に担う子育てへの支援
- ② 誰もが共に担う介護（介助）への支援
- ③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(2) 性別等にかかわらず
誰もがいきいきと働ける
よう支援します

- ① 働く場での女性の活躍推進
- ② 就業における男女共同参画の推進

(3) 意思決定過程への
女性の参画を進めます

- ① 意思決定過程への女性の参画促進

基本DV 計画防止 ※2

(1) あらゆる暴力の根絶の
ための施策を進めます

- ① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援
- ② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

(2) 心と身体を尊重する
社会づくりを進めます

- ① 生涯を通じた健康支援

(3) 誰もが安心して暮らせる
環境の整備を進めます

- ① 経済的な困難を抱える人への支援
- ② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 計画の推進体制を
充実します

- ① 男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化
- ③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

Ⅲ 計画の内容

○番号のみ：進捗確認事業

毎年進捗状況を報告する事業です。

墨田区男女共同参画推進委員会の評価を受けます。

○番号*：進捗確認対象外事業

取組状況に変更等があった年のみ、進捗状況を報告する事業です。

基本目標

1

人権と多様性が尊重されるまち すみだ

関連するSDGs



性別等にかかわらず、誰もが互いに多様な生き方を尊重することが、男女共同参画社会の実現につながります。

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、社会のあらゆる場に根付いている固定的な性別役割分担意識があります。こうした意識やそれに基づく慣習は幼少期の環境や身近な人間、メディア等の影響を受けて形成されるため、家庭や学校、職場等のあらゆる場における意識啓発や教育が重要です。

また、誰もが生活しやすいまちづくりのためには、性的マイノリティへの理解促進と支援に取り組むことが不可欠です。性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いの個性や生き方を認め合える意識の醸成を図る必要があります。

指標

項目名	現状	目標 (令和10年度)	指標の出典
成果指標 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に＜反対＞する区民の割合（「どちらかといえば反対」も含む）＜固定的な役割分担意識＞	61.7%	70.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
成果指標 全体として現在の日本における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	8.4%	12.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
成果指標 LGBT等（性的マイノリティ）の内容まで知っている区民の割合	69.3%	75.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
成果指標 地域社会における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	22.4%	30.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
活動指標 男女共同参画情報誌の発行	年2回	年2回	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施	年1回	年1回	墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）新規

施策の方向（1） 男女共同参画意識を高めます

課題①

固定的な性別役割分担意識の解消

社会のあらゆる場面に長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、不平等を生んでいます。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査によると、固定的な性別役割分担意識に反対する人は賛成を上回ってはいますが6割程度にとどまっています。

性別等にかかわらず誰もが個性や能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、こうした意識を解消し、男女共同参画意識を向上させるために、区民や区内の事業所や団体、庁内等に対する啓発活動や情報発信の強化を図ります。

主な取組

男女共同参画意識の向上を図ります。

- ◆男女共同参画施策に関する情報発信
- ◆区民参加型の意識啓発事業の実施
- ◆情報の収集・把握・公表 など

男女共同参画施策に関する情報発信

	主な取組／事業	内容	所管課
1	区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。	広報広聴担当 人権同和・男女共同参画課 （すみだ共生社会推進センター）
2	男女共同参画情報誌の発行	固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。	人権同和・男女共同参画課 （すみだ共生社会推進センター）
3*	若年向け男女共同参画啓発冊子の発行	啓発冊子を発行し、若年層に向けて男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権同和・男女共同参画課
4*	職員向け男女共同参画啓発紙の発行	男女共同参画社会を目指して、様々な機会を捉え、職員に男女共同参画についての情報を提供し、意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 区民参加型の意識啓発事業の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
5	男女共同参画推進のための各種啓発講座の開催	啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
6	男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）	男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動している団体を支援します。	保健センター
7*	男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出	情報資料コーナーに男女共同参画関連図書及び資料を収集し、区民に情報提供します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）

◆ 情報の収集・把握・公表

	主な取組／事業	内容	所管課
8*	男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表	区の施策に反映するため、区民の男女共同参画に関する意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	人権同和・男女共同参画課
9*	男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表	区の施策を男女共同参画の視点で行うため、定期的に職員の意識・実態調査を行い、意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

課題②

家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

幼少期は家族や身近な環境の影響を強く受けるため、家庭や学校における成長過程に応じた男女平等教育の実施、主体的に自分の進路を選択できる環境の整備が重要です。また、子どもと関わる家族や教職員をはじめ、家庭や地域等の大人が正しく男女共同参画を理解している必要があります。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、学校教育で力を入れるべきこととして、性別によらず能力を生かせるように配慮した指導や、日常の中で男女平等意識を育てる指導が求められています。

家庭や学校、地域等、あらゆる場において、子どもから大人まで誰もが男女共同参画や人権について学べる機会の創出や意識啓発を図ります。

主な取組

家庭、学校、地域における学習機会を通じて男女共同参画や人権に関する意識の醸成を図ります。

- ◆ 児童、生徒への男女平等教育
- ◆ 教職員の意識の醸成
- ◆ 家庭や地域への意識啓発 など

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみだあらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみだ

◆ 児童、生徒への男女平等教育

	主な取組／事業	内容	所管課
10	男女共同参画の視点にたった教材等の見直し	男女共同参画の視点にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	指導室
11	男女共同参画の視点にたった生活・進路指導の実施	各種研究会・協議会で、男女共同参画の視点にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	指導室
12*	児童生徒の諸名簿における男女混合の推進	出席簿、指導要録、卒業生台帳について、男女混合名簿の実施を推進し、男女共同参画意識を育てます。	指導室
13*	メディア・リテラシー教育の実施	児童・生徒がメディアを主体的に読み解き、自分の意見を発信できるように、メディア・リテラシー教育を実施します。	指導室
14*	家庭教育意識啓発パンフレットの配布	小学校低学年・高学年、中学生の保護者向けに家庭教育に関する意識啓発パンフレット「おやこいっしょに」を配布し、意識啓発を図ります。	地域教育支援課

◆ 教職員の意識の醸成

	主な取組／事業	内容	所管課
15	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践	男女共同参画など様々な人権課題における人権教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。	指導室
16*	性教育の推進	各学校が指導計画に基づき、性教育を行うよう推進します。	指導室

◆ 家庭や地域への意識啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
17	家庭・地域に向けた男女共同参画意識の啓発	家庭教育支援を通じて、男女共同参画意識等の啓発を促進します。	地域教育支援課
18*	P T A活動における男女共同参画意識の啓発	P T Aの活動の中で、男女共同参画意識の啓発等の学習を支援します。	地域教育支援課
19*	男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援	リクエスト講座の実施により、男女共同参画学習促進等をテーマにした講座の開催を支援します。	地域活動推進課

施策の方向（2）

多様な性を理解し、人権を尊重する
社会づくりを進めます

課題①

人権尊重意識の啓発と適切な情報発信

男女共同参画意識や人権尊重の意識を育てるには、メディア等様々な媒体を活用した情報発信に取り組む必要があります。

地域における男女共同参画の推進において、区から発信する情報は非常に重要です。インターネット等の多様な媒体を活用して情報を発信することで、広く周知を図ります。また、区が発信する情報について、男女共同参画の視点に立って内容や表現等を点検し正しい情報を提供することで、区民の男女共同参画意識を高めます。

主な取組

正しい情報提供による意識啓発に取り組みます。

- ◆人権尊重の観点からの情報発信
- ◆人権尊重意識啓発事業の実施
- ◆人権尊重と男女共同参画の視点の定着 など

◆ 人権尊重の観点からの情報発信

	主な取組／事業	内容	所管課
20	区報への人権啓発コラムの掲載	様々な人権問題をコラムとして取り上げ、シリーズ年4回の区報への掲載により、広く区民へ周知します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
21	区公式ホームページによる情報発信	人権啓発冊子「人権感覚」を区公式ホームページに掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
22*	インターネット等における差別的言動解消のための啓発	インターネット等における差別的言動の解消、情報の適切な発信と社会にあふれる多様な情報から取捨選択して、適切に情報を活用できるよう啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
23*	プロモーションサポート事業による適切な情報発信	区各所管が担当する事業等をより魅力的に見せるためのプロモーションサポート事業の中で、人権尊重や男女共同参画の視点からも配慮し、興味関心を高めるための伝え方の工夫をするよう促します。	広報広聴担当

◆ 人権尊重意識啓発事業の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
24	人権講演会の開催	人権尊重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
25*	人権啓発冊子「人権感覚」の配布	機会を捉えて人権啓発冊子「人権感覚」を配布し、人権の観点から男女共同参画推進の意識を高めます。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)

◆ 人権尊重と男女共同参画の視点の定着

	主な取組／事業	内容	所管課
26	差別事象発生時の職員対応方法の周知及びマニュアルの更新	職員向け人権・同和问题研修等、機会を捉えて対応方法について周知するとともに、新たな人権課題に対応すべく、必要に応じてマニュアルを更新します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
27*	人権擁護委員との連携	「人権講演会」の開催等、各種の人権問題解決への取組にあたり連携を図ります。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
28*	庁内刊行物等の点検	区が作成する文書・チラシ・ポスター等について、人権尊重及び男女共同参画の視点から内容や表現等を点検し、適時見直しを行います。	人権同和・男女共同参画課
29*	人権や男女共同参画に関する研修の実施	様々な人権問題を正しく捉え、また、男女共同参画の視点が持てるよう職員向け研修を実施します。	人権同和・男女共同参画課

課題②

多様な性の理解促進

多様な性に関する社会的な認識は近年急速に高まっており、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、『LGBT等（性的マイノリティ）』について「内容まで知っている」と回答した人は約7割を占めています。

しかし、依然として性的マイノリティに対する無理解による差別や偏見が残り、日常生活の様々な場面で困難に直面することがあります。

誰もが自分らしく生きられるために、性的指向・性自認等に対する正しい理解を深めるための意識啓発や情報提供に取り組みます。

主な取組

性的指向・性自認等を理由とした差別や偏見をなくすための啓発や情報提供を推進していきます。

- ◆ 多様な性に関する意識啓発と情報発信
- ◆ 当事者や関係者等の交流 など

◆多様な性に関する意識啓発と情報発信

	主な取組／事業	内容	所管課
30	正しく理解するための情報発信等	多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図ります。	人権同和・男女共同参画課
31	職員、教職員への意識啓発	多様な性に関する職員ハンドブック、「人権感覚」等の職員向け啓発紙を活用して、性の多様性を認め尊重していく意識啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課

◆当事者や関係者等の交流

	主な取組／事業	内容	所管課
32	性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施	性的指向・性自認等への理解を深めるため、当事者やその家族、関係者等が情報交換できる交流会を実施します。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)

課題③

性的マイノリティへの支援

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査において、性的マイノリティの人権に配慮するために必要なこととして偏見・差別の解消に加え、社会制度の見直しが求められています。

性的指向・性自認等を理由に悩み、生活のしづらさを感じるなど、困難に直面している人やその家族等が安心して自分らしく暮らせるよう、相談体制の充実や、多様な性を尊重した支援施策の検討を進めます。

主な取組

性的マイノリティの当事者やその家族等が安心して暮らせるための支援に取り組みます。

- ◆相談窓口の充実
- ◆性的マイノリティに対する支援 など

◆相談窓口の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
33	性的指向・性自認に関する専門電話相談「すみだにじいる相談」の実施	性的指向・性自認に関する専門知識を有する相談員が、当事者やその家族、関係者等からの悩みごとや相談を専用回線による電話相談で受け付け、支援していきます。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)

◆ 性的マイノリティに対する支援

	主な取組／事業	内容	所管課
34	墨田区パートナーシップ宣誓制度の運用	パートナーシップ関係にある二人が区長に宣誓することで、届け出られたことを証明する受理証明書及び受理証明カードを交付します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
35*	区営住宅等への入居要件等の拡充	世帯用の、区営住宅・シルバーピア・高齢者個室借上げ住宅等の申込対象として「事実上婚姻関係と同様の事情にある方、東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書等の交付を受けている方」を含めます。	住宅課
		コミュニティ住宅への使用申込者の資格として、「事実上婚姻関係と同様の事情にある方、東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書等の交付を受けている方」を含めます。	密集市街地整備推進課
36*	住宅修築資金融資あっせん及びすみだ住宅取得利子補助	申請の対象となる若年夫婦世帯の定義に、「事実上婚姻関係と同様の事情にある方、東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書等の交付を受けている方」を含めて支援します。	住宅課
37*	性的マイノリティに対する施設利用時の合理的配慮の検討	性的マイノリティの方が、区の施設利用の際に求められる合理的配慮について、施設ごとに、状況を踏まえて、対応を検討します。	各施設の所管課

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみだあらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみだ

施策の方向（3） 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題①

地域における男女共同参画の推進

様々な背景を持つ住民が共に地域活動に参画し協力することで、地域社会へ多様な考え方が反映され、多様なニーズに対応できる地域の活性化につながることを期待されます。

しかし、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査によると、地域社会における男女の地位について、平等という回答が2割程度、男性優遇という回答が3割台半ば程度となっており、参加した地域活動の場で固定的な性別役割分担が見られたという回答もみられます。

誰もが対等な構成員として地域活動に参加できる機会の確保のために、多様な地域住民の地域活動への参加促進を図ります。

主な取組

地域、諸団体の自主的な男女共同参画の取組の支援を推進します。

- ◆ 地域における男女共同参画意識の啓発
- ◆ 男性の地域活動への参画支援 など

◆ 地域における男女共同参画意識の啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
38	地域で助け合う 小地域福祉活動の推進	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現を目指します。	厚生課
39*	団体・サークルの育成・支援	団体情報の登録や学習情報の提供によって、団体・サークルの育成・支援を行い、地域のあらゆる団体に男女共同参画について考えるきっかけづくりを行います。	地域活動推進課
40*	食育の普及、啓発	食育推進のネットワークを通して、普及啓発を図ります。	保健計画課
41	定年後の社会貢献意識の向上 (セカンドステージセミナー等)	定年後のシニアに向け活動の場を提供し、社会参加や生きがいづくりを支援します。	高齢者福祉課

◆ 男性の地域活動への参画支援

	主な取組／事業	内容	所管課
42	男性の社会貢献意識の向上促進 (老人クラブ活動の活性化)	高齢期を迎えた男女が共に地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。	高齢者福祉課

課題②

防災・防犯における男女共同参画の推進

近年頻発する大規模災害により、特に女性や子ども等の生活への多大な影響や避難所における性被害・性暴力等の課題が顕在化しています。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査でも、防災分野で必要な男女共同参画の視点として、性別等によるニーズの違いに配慮した備蓄品の用意や避難所設備への女性の意見の反映等が多く挙げられました。

男女共同参画の視点に立った避難所運営や、防災意識の啓発の重要性が高まっていることを踏まえ、防災対策の取組の強化を図ります。

主な取組

性別等の多様な視点で防災・防犯における
男女共同参画の取組を進めます。

- ◆ 防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築 など

◆ 防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築

	主な取組／事業	内容	所管課
43	避難所運営体制の構築	男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。	防災課
44*	地域住民を対象とした防災講座の開催	防災士の育成をはじめ、各種講座等を通して、男女共同参画の視点を持った人材育成を図ります。	防災課
45	男女共同参画の視点からの防災・防犯における意識啓発	男女共同参画の視点で防災・防犯に関する意識啓発講座等を実施します。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)
46*	地域安全マップ作成事業の実施	地域の安全・防犯についての知識を習得し、地域防犯力の向上を図るため、町会・自治会を募集先とした、地域の誰もが参画できる講座を実施します。	安全支援課

基本目標

2

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち すみだ

関連するSDGs



性別等にかかわらず、誰もが対等に社会に参画しその個性と能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会の実現に極めて重要であり、少子高齢化の進展と人口減少が進む時代においても不可欠です。

女性の就業率は上昇傾向にあり、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりも進められてきました。しかし、依然として家事・育児・介護等の多くは女性が担っており、結婚や出産等を理由に女性が自分の希望通りに働けなくなることも少なくありません。また、職場に残る長時間労働等の慣行は、男性の家庭への参画を阻む大きな要因となっています。

意思決定過程への女性登用も重要な課題です。依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識が、女性の社会進出を阻んでいることがうかがえます。

家庭や職場、意思決定過程の場等、あらゆる分野に誰もが対等に参画できるよう意識啓発や支援の充実を図る必要があります。

■ 指標

項目名	現 状	目 標 (令和10年度)	指標の出典
成果指標 「ワーク・ライフ・バランス」の内容まで知っている区民の割合	50.6%	70.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
成果指標 職場における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	31.6%	35.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
活動指標 男性の子育て参画支援講座（父親対象事業）の父親参加数	22名	25名	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 男性介護者教室及び認知症家族介護者教室の実施回数	52回	52回	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 審議会・委員会の女性委員比率	R5.4.1現在 29.8%	40%以上	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 区職員の管理・監督職における女性の割合	R5.4.1現在 管理職 16.3% 監督職 35.9%	管理職 22.0% 監督職 40.0%	[現状]墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業） [目標]墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画
活動指標 区男性職員の育児休業取得率	66.7%	85.0%	[現状]墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業） [目標]墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画

施策の方向（1）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します
【女性活躍推進計画】

課題①

誰もが共に担う子育てへの支援

誰もが対等に社会で活躍するためには、就労における仕事と家庭の両立が重要になります。

しかし、共働きが増加する一方で、子育ての中心は依然として女性が担っている状況です。2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査によると、育児やしつけ・家庭教育について女性の5割以上が主に自分が担っているとしています。

子育てへの男性の意識を高める取組や、男性が家庭へ参画することへの職場や家庭等の周囲の理解促進のための働きかけを進めます。また、子育ての負担を軽減させるための支援策の充実にも引き続き取り組みます。

主な取組

誰もが共に子育てができる環境整備を進めます。

- ◆ 男性の子育て参画支援
- ◆ 出産・子育て応援事業 など

◆ 男性の子育て参画支援

	主な取組／事業	内容	所管課
47	男性のための育児教室の実施（パパのための出産準備クラス）	男性が育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。	保健センター
48	男性の子育て参画支援講座の実施（父親対象事業）	男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）

◆ 出産・子育て応援事業

	主な取組／事業	内容	所管課
49	出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。	保健センター
50	学童クラブ事業の実施	小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	子育て政策課

	主な取組／事業	内容	所管課
51	一時的に子どもを預かる子育て支援事業	保護者が、病気や出産等で子どもの世話ができない時や育児が一時的に困難な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。	子育て支援総合センター
52*	子育ての相互援助活動の実施（ファミリー・サポート・センター事業）	多様化する保護者の保育ニーズにこたえるため、地域のコミュニティを活用し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行い子育て支援を充実します。	子育て支援総合センター
53*	家事・育児サポーター事業の実施	妊娠中の方と2歳までのお子さんを子育て中の方のご自宅へサポーターを派遣して、家事・育児の支援サービスを実施することにより、身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるように支援します。	子育て支援総合センター
54*	訪問型保育支援事業 すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」	在宅で子育てする保護者が急な病気や体調不良等により子育てが困難になった場合、民間事業者に事業を委託し、保護者の自宅へ区が認定した子育てサポーターを派遣し、子どもを保育します。	子育て支援総合センター
55*	子育てサポーターの育成・活用	子育て経験が豊富であり、子育ての悩みを抱える親が気軽に相談できる子育てサポーターを育成し、区が実施する子育て支援事業等で活用します。	子育て支援総合センター
56*	子育て自主グループの育成（子育て支援地域活動促進事業）	地域で児童を育成する機能を活性化させる区民の自助・相互活動を促進し、子育て自主グループを育成します。	子育て支援総合センター
57*	L I N Eによる子育て支援情報の発信	L I N E 墨田区公式アカウントから、妊娠期や乳幼児の子どもをもつ保護者等へ、きずなメール（産前・産後のアドバイスや、子どもの月齢に応じた区からのお知らせ等の子育て支援情報）を個別に配信します。子育て世帯に適切な情報を届けることで、子育てにおける孤立防止につながります。	子育て支援課
58*	すみだいきいき子育てガイドブックの配布	子育て世帯に適切な情報を届けるため、出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、子育ての参考となるガイドブックを親子健康手帳（母子健康手帳）配布時等に配布します。	子育て支援課

課題②

誰もが共に担う介護（介助）への支援

家庭における介護の役割は女性が担うことが多く、子の育児と親の介護を同時に担うダブルケア問題も指摘されています。2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査でも、高齢者等の介護や病人の介護について、女性で5割以上が主に自分が担っている状況です。

仕事との両立が困難になることによる介護離職の問題も依然として残されており、介護を社会全体で支えるための支援の充実を図ります。また、男性が介護を担うことへの職場等の理解促進に加え、家事等に不慣れな男性介護者が孤立しないように支援を行います。

主な取組

誰もが共に介護（介助）ができる環境整備を進めます。

◆介護（介助）者への支援の充実 など

◆ 介護（介助）者への支援の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
59	男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施	認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。	高齢者福祉課
60	緊急一時介護・保護事業の実施	心身障害者（児）緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施します。	障害者福祉課
61*	障害者への巡回入浴サービスの実施	自宅にお風呂がないなど、家族介護による入浴が困難な重度心身障害者（児）に対して、入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、家族の負担を軽減します。	障害者福祉課
62	高齢者の総合相談窓口業務の実施	区内8か所にある高齢者支援総合センターで、介護者の相談に対応します。	高齢者福祉課
63*	介護保険施設の整備促進	常時介護を必要とする方が入所する特別養護老人ホーム等の施設整備を支援します。	介護保険課
64*	認知症高齢者の施設の整備促進	認知症のある高齢者が少人数で暮らし、専門的援助の受けられる認知症高齢者グループホーム等の整備を支援します。	介護保険課
65*	介護保険制度の普及と介護サービスの充実	介護を社会全体で支えるために、介護保険制度の普及及び啓発をし、介護サービスを充実します。	介護保険課

1 基本目標
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2
性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち
すみだ

3
あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4
区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

課題③

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

価値観やライフスタイルが多様化する中、仕事や家庭、趣味や学習等の自己啓発といった様々な活動を希望するバランスで展開できることで、自分らしくいきいきと活躍でき、健康で豊かな生活を実現できます。そのためには、職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が不可欠です。

2022（令和4）年度に実施した女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は上昇傾向にあります。ワーク・ライフ・バランス推進のための国等の制度や事業はほとんど活用されていない状況です。

事業所等へワーク・ライフ・バランスの意識啓発や理解促進を図り、職場環境の見直しや育児・介護休業制度の拡充等の取組の推進を促します。

主な取組

正しい情報提供による意識啓発に取り組みます。

- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動
- ◆「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進 など

◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

	主な取組／事業	内容	所管課
66	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施	ワーク・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
67*	区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
68	女性活躍推進や働き方改革を実現するためのアドバイザーの派遣	常時雇用する労働者が100人以下の区内中小企業等に対し、アドバイザーを派遣することで、女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

	主な取組／事業	内容	所管課
69*	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員の仕事と家庭の両立が図られるようにするため、勤務環境の整備等の目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	職員課
70*	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	「女性の職業生活における活躍に関する法律」第15条に基づき、女性職員の活躍しやすい制度・環境と誰もが働きやすい環境づくりのための目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	職員課

施策の方向（2）

性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう
支援します
【女性活躍推進計画】

課題①

働く場での女性の活躍推進

2022（令和4）年度に実施した女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査では、一般事業主行動計画を策定していない事業所が約9割を占め、女性活躍推進法や行動計画を知らなかった事業所も3割以上にのぼります。

性別等にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現のためには、職場における取組が重要です。働きたい女性が自らの希望に応じた働き方ができるよう、職場における女性活躍推進に関する周知・啓発や女性登用に関する理解促進に加え、女性のチャレンジを支援する取組を進めます。

主な取組

誰もが働きやすい職場環境の促進に努めます。

- ◆管理・監督者への女性登用促進
- ◆仕事と家庭の両立に資する保育の実施
- ◆女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実 など

◆ 管理・監督者への女性登用促進

	主な取組／事業	内容	所管課
71	女性職員へ管理職選考等の受験促進	管理職である女性職員の割合が、目標の22%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促します。	職員課
72	キャリアアップ研修の実施	キャリア形成や昇任へのチャレンジ意欲の喚起のため、キャリアアップ研修を実施します。	職員課
73*	区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動（再掲）	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 仕事と家庭の両立に資する保育の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
74	保育サービス相談（保育コンシェルジュ）事業の実施	保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。	子育て支援課
75*	定期的な保育の実施（認可保育園、保育ママ、小規模保育所）	保護者の就労等によって養育が困難になった子どもを、保護者に代わって保育園等の保育施設で保育します。	子ども施設課

	主な取組／事業	内容	所管課
76*	一時的な保育の実施（緊急、延長、休日、病児・病後児）	延長保育、休日保育、年末保育の特別保育事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応します。	子ども施設課
		病児・病後児保育を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応します。	子育て支援課
77*	待機児童解消対策の推進	認可保育所、小規模保育事業所の整備を推進し、待機児童の解消を図ります。	子育て政策課

◆ 女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
78*	一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進をはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行います。	人権同和・男女共同参画課
79*	女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表	区の施策に反映するため、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する区民及び区内事業所の意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	人権同和・男女共同参画課
80*	職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施	墨田区職員研修実施計画に基づく各職層への研修を行うとともに、特別区職員研修所の人権研修等に職員の受講を促し、区の職員の男女共同参画に関する理解を深めます。	職員課
81*	区職員対象の旧姓使用制度の実施	婚姻等により改姓があっても、旧姓を使用することを認め、就労上の便宜を図ります。	職員課

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみだ

課題②

就業における男女共同参画の推進

誰もが自分の意志で生き方を選び、自分らしくいきいきと活躍することができる社会づくりには、働くことを希望する全ての人が能力を発揮できる職場環境づくりが必要です。

職場における男女共同参画の取組は進められてきたものの、性別等により正当に評価されず、昇進や仕事の内容、待遇面で女性は男性に比べて冷遇される傾向が依然としてみられます。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、出産等を経て再就職する場合に、女性で保育サービスの充実や再雇用制度、パートの労働条件の向上が多く求められているほか、情報提供や就職相談といったニーズも見受けられます。事業所等に対する男女共同参画に関する適切な情報提供や、働くことを希望する人のための相談支援等の充実に取り組みます。

主な取組

就業における女性と男性の活躍を支援します。

- ◆労働に関する情報提供
- ◆就職に関するカウンセリングや相談 など

◆ 労働に関する情報提供等

	主な取組／事業	内容	所管課
82*	国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供	国・都から提供された資料及びパンフレット等を収集・配布し、育児・介護休業制度取得や短時間勤務の利用促進を図ります。	人権同和・男女共同参画課
83*	女性の就労に関する情報の提供	労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等についての資料を窓口配布やSNSで発信することにより、労働に関する男女共同参画について啓発します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
84	就労に関する意識啓発	男女共同参画の視点から、就労に関する啓発のための情報発信や講座等を実施します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
85*	就職情報の提供 「就職支援コーナーすみだ」	求人や職業訓練など就職支援情報の提供及び相談体制を充実します。	経営支援課

◆ 就職に関するカウンセリングや相談

	主な取組／事業	内容	所管課
86	就職相談コーナー事業の実施 「就職・仕事カウンセリングルーム」	39歳以下の求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。	経営支援課

施策の方向 (3)

意思決定過程への女性の参画を進めます

【女性活躍推進計画】

課題①

意思決定過程への女性の参画促進

政策や方針を決定する意思決定過程の場に誰もが対等に参画することで、様々な視点を取り入れることができ、誰もが活躍することのできる社会の実現につながります。

しかし、固定的な性別役割分担意識等が原因で、女性の登用が男性よりも遅れているのが現状です。例えば、女性ということ責任の重い仕事を割り振らないことは、女性への配慮のように見え女性側も気づきにくいのですが、本人の意志に関係なく経験を積む機会を与えないことになり、女性登用を阻む要因の一つになっています。

女性登用を促進するために、こうした意識の解消のための啓発や周知を進め、女性登用を積極的に働きかけます。

主な取組

意思決定過程への女性参画を促進します。

- ◆ 審議会等における女性委員の比率向上
- ◆ 政治分野における女性の活躍推進 など

◆ 審議会等における女性委員の比率向上

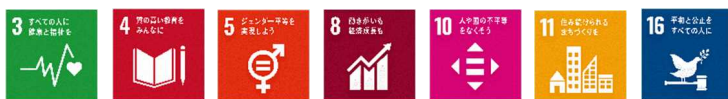
	主な取組／事業	内容	所管課
87	審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大	区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めます。審議会等の委員の割合を、男女ともに2028（令和10）年度までに40%以上にすることを目指します。	人権同和・男女共同参画課
88*	女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表	関係各課に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握するとともに、女性の参画状況を明らかにします。	人権同和・男女共同参画課

◆ 政治分野における女性の活躍推進

	主な取組／事業	内容	所管課
89*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知に努めます。	人権同和・男女共同参画課

基本目標
3あらゆる暴力を許さず、心と身体が
健やかに過ごせるまち すみだ

関連するSDGs



誰もが互いを尊重することで、男女共同参画社会の実現につながります。

その実現を阻む配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、虐待、性暴力といった様々な暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を許さない社会環境の整備や、被害者支援等の安全・安心を守るための取組を強化する必要があります。

また、安心・安全に暮らすためには心身の健康を守ることが重要です。特に女性の心身の状況は生涯を通じて大きく変化するため、生涯にわたる健康支援を進める重要性について認識を高めていく必要があると考えられます。

区におけるひとり親世帯や高齢者、障害のある人など、生活上様々な困難を抱える人々の数はおおむね横ばい傾向となっており、誰もが安心して生活していくため、引き続ききめ細かい支援が求められます。

■ 指標

項目名	現 状	目 標 (令和10年度)	指標の出典
成果指標 DV防止法を内容まで知っている 区民の割合	29.3%	35.0%	墨田区男女共同参画に関する調査（令和4年度実施）
成果指標 自分自身の健康状態を 健康だと思う女性区民の割合	78.9%	90.0%	「健康」に関する区民アンケート調査（令和元年度） すみだ健康づくり総合計画（後期）（令和4年3月）
活動指標 デートDV予防啓発講座開催校数	3校	5校	墨田区男女共同参画推進プラン 進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん 38.9% 子宮頸がん 46.1%	乳がん 60.0% 子宮頸がん 60.0%	[現状]がんに関する区民意識調査（平成29年度実施） [目標]第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）

施策の方向（1）

あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます

【DV防止基本計画】

課題①

配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスによる配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化が指摘されています。都内各相談機関における相談件数は年々増加傾向にある中、2020（令和2）年度は2019（令和元）年度から大幅に増加しています。また、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、DV被害を相談しなかった、できなかった理由として「相談するほどのことではないと思った」が5割以上と高くなっています。

DV等の暴力は許されない人権侵害であるという認識を浸透させるために、意識啓発や情報の周知強化に加え、被害者支援に関する取組の強化を図ります。

主な取組

配偶者等からの暴力の予防啓発と対策に努めます。

- ◆ 配偶者等からの暴力（DV）の予防・早期発見
- ◆ 被害者支援
- ◆ 関係機関との連携及び体制の強化 など

配偶者等からの暴力（DV）の予防・早期発見

	主な取組／事業	内容	所管課
90	パープルリボンプロジェクトの取組	配偶者等からの暴力（DV）が重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
91	DV予防啓発、相談事業の実施	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性が抱える様々な悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
92*	DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知	DV防止カードを作成・配布することにより、被害の気づきを促し、相談先の周知を図ります。	人権同和・男女共同参画課
93*	区民や事業者等との協力体制の強化	民生委員、児童委員、医療機関等との協力体制のもとに通報によるDV被害者の支援を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 被害者支援

	主な取組／事業	内容	所管課
94	D Vに関する相談、支援	配偶者等からの暴力(D V)などの様々な問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。	生活福祉課
95	関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実	配偶者等からの暴力(D V)が子どもへの虐待となることから、子どもの福祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。	生活福祉課
96*	被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援	配偶者等からの暴力(D V)などの被害を受け、すぐにも保護が必要な女性やその子どもを一時的に保護し、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
97*	D Vやストーカー行為等の被害者への支援	配偶者等からの暴力(D V)、ストーカー被害者の住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、選挙人名簿抄本の閲覧等において制限を設けることで、間接的な支援を行います。	窓口課 選挙管理委員会事務局

◆ 関係機関との連携及び体制の強化

	主な取組／事業	内容	所管課
98	配偶者暴力相談支援センターの機能整備	D V被害者支援のため、既存の機能や連携体制を生かし、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。	人権同和・男女共同参画課 生活福祉課
99*	母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研修の実施	複雑・多様化する相談内容に相談員が的確に対応するため、随時研修を受講できる体制を整えます。	生活福祉課
100*	関係相談団体間の情報提供、連携	社会及び家庭内で暴力を受けた女性とその子どもに対し、関係相談団体の情報提供や連携を図ることによって、ネットワークを強化し、被害者への支援を充実します。	生活福祉課

課題②

男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメント、虐待や性暴力は決して許されることのない行為です。また、近年はアダルトビデオ出演強要問題やJKビジネス問題、児童買春・リベンジポルノ等の子ども・若年層に対する性暴力被害も大きな問題となっています。また、配偶者等からの暴力がその子どもの育ちに大きな影響を与えることから、子どもへのケアや虐待防止等の取組の必要性も増しています。

これらの暴力行為の根絶に向けて、暴力に関する正しい情報発信に加え、子どもや若年層への意識啓発や相談支援の充実も図ります。

主な取組

セクシュアル・ハラスメント等を防止するため、情報提供や啓発活動を推進します。

- ◆男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発
- ◆職員、教職員への啓発と研修の実施
- ◆ハラスメント対策、相談窓口の充実 など

◆ 男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
101	区公式ホームページや啓発紙による情報発信	暴力（DV、デートDV含む）、ハラスメント、ストーカー行為、性被害等の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を通じて啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供します。	人権同和・男女共同参画課
102*	児童虐待防止に向けた情報提供と普及活動の実施	児童虐待防止についての正しい知識を得られるように、冊子の作成・発行や講演会開催等、情報提供と啓発に努め、児童虐待防止に向けた正しい知識を普及します。	子育て支援総合センター
103*	児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携	墨田区要保護児童対策地域協議会を設置し、区関係各課・児童相談所・関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた取組を充実します。	子育て支援総合センター

◆ 職員、教職員への啓発と研修の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
104	教職員向けハラスメント防止の研修会の実施	校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。	指導室
105*	職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行	セクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメント防止に向け、職員向け情報紙「きらめき」を発行し、職員の意識啓発に努めます。	人権同和・男女共同参画課

◆ ハラスメント対策、相談窓口の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
106	ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	職員課
107	子育て相談の実施	子どもと家庭に関する様々な相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	子育て支援総合センター
108*	相談窓口の周知	暴力（DV、デートDV含む）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、リベンジポルノ、JKビジネス等の防止に向けて相談先をわかりやすく啓発し、被害の拡大を防止します。	人権同和・男女共同参画課
109*	「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等の実施	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	広報広聴担当
110*	女性相談の実施	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力等、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
111*	家庭相談の実施	夫婦関係や離婚・家庭内の悩み相談や支援を行います。	生活福祉課
112*	ひとり親相談の実施	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題等の相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	生活福祉課

施策の方向（2） 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

課題①

生涯を通じた健康支援

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、性別にかかわらず自分の健康を守るために必要なこととして「女性が自分の身体や性に関することを自分で決める権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する教育・学習の充実」と回答した人は2割台にとどまっています。

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化します。生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るために、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点をもって健康支援に取り組みます。

主な取組

健康のための正確な知識・情報の提供、相談機能の充実を図ります。

- ◆健康づくりの知識の普及・啓発
 - ◆検診実施、受診促進
 - ◆健康相談の実施
- など

健康づくりの知識の普及・啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
113	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	保健計画課 保健センター
114	健康づくりのための講習会の実施	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	保健計画課 保健センター
115	妊産婦の喫煙防止の推進	妊娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(母子健康手帳)発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。	保健計画課 保健センター
116*	母性保護と家族計画の充実（出産準備クラスの実施ほか）	出産準備クラス、新生児訪問、未熟児訪問、乳児健康診査、育児学級を通して、母体の回復や適切な避妊方法の知識を普及し、母性の健康を守ります。妊婦健康診査、妊婦訪問指導においては、健康診査の結果に基づいて生活指導を行うとともに、母子保健の向上を図ります。	保健センター

	主な取組／事業	内容	所管課
117	リプロダクティブ・ヘルスの推進	妊娠前の男女の健康状態を改善し、将来の母子の健康リスクに影響する行動や環境要因を減らすことで、短期的、長期的に区の母子保健の増進を図ります。	保健センター
118*	エイズ理解及び予防教育の実施	予防教育の成果を普及させ、男女の相互理解と人間としての生き方を考えた、エイズ理解及び予防教育を推進します。	保健予防課 指導室

◆ 検診実施、受診促進

	主な取組／事業	内容	所管課
119	がんの早期発見、女性の受診機会の拡大	がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。	保健計画課
120*	妊産婦及び育メン歯科健康診査の実施	妊産婦及び妊産婦のパートナーの歯科健診を実施し、むし歯や歯周病等の予防及び適切な時期の治療を推進し、歯と口を良好に保ち、安心な出産、健康な状態での育児、乳児の健康な発育を支援します。	保健計画課
121*	骨粗しょう症予防対策の実施	高齢になっても寝たきりにならないために、骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度測定会と測定結果による対策を指導します。	保健センター

◆ 健康相談の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
122	心の健康相談の実施	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。	保健センター

施策の方向（3） 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題①

経済的な困難を抱える人への支援

雇用や経済面での男女格差等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいとされています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人により深刻な影響を与えました。特に女性は、非正規雇用やサービス業への従事が多く、雇用や収入へ大きな打撃を受けました。また、ひとり親家庭は正規雇用での長時間労働と子育ての両立が難しいことから、経済的困難に陥りやすい状況にあります。

ひとり親家庭をはじめ、生活上経済的な困難を抱える人への生活支援を充実させることが必要です。

主な取組

困難を抱える家庭への自立に向けた支援に取り組みます。

- ◆ 困難を抱える家庭への相談の実施
- ◆ 生活支援の充実
- ◆ 福祉団体等への補助事業 など

◆ 困難を抱える家庭への相談の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
123*	ひとり親相談の実施（再掲）	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	生活福祉課
124*	女性相談の実施（再掲）	女性に対する暴力、ストーカー、買春、若年層を含む性暴力等、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課

◆ 生活支援の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
125	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施	就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。	生活福祉課
126	児童扶養手当・児童育成手当	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
127*	出産費用の助成	経済的理由により病院での出産が困難な妊産婦に対し、安心して出産できるよう出産費用を助成します。	生活福祉課
128*	福祉資金等の貸付事業	女性及びひとり親家庭の経済的自立の助成と生活の安定の助長を図ります。	生活福祉課
129*	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	子育て支援課

	主な取組／事業	内容	所管課
130*	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施	児童を養育する家庭で、一時的なけがや病気、ひとり親等で日常生活を営む上で支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。	子育て支援総合センター

◆ 福祉団体等への補助事業

	主な取組／事業	内容	所管課
131*	母子生活支援施設への助成	母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設に対し一般生活費等を扶助し、入所者への就労支援、子育て支援を充実していきます。	生活福祉課
132*	福祉団体への補助事業の実施	福祉団体への助成により、ひとり親家庭の自立・自助意識を高め、健全な家庭生活と児童の育成を図ります。	厚生課

課題②

高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が 安全・安心に暮らせる環境づくり

全国的に、高齢者、障害者、外国出身の人は、そのことを理由として困難な状況に置かれ、さらに女性であることで固定的な性別役割分担意識等を背景に複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

墨田区においても、高齢者、障害者、外国出身の人は年々増加しています。男女共同参画の視点に立ち、様々な背景を持つ人への正しい理解を深め、多様な困難な状況に置かれている人が、安全・安心に暮らせるよう、啓発等に取り組みます。

主な取組

安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

- ◆生活・福祉サービス情報の提供
- ◆安心して暮らせるまちの整備促進 など

◆ 生活・福祉サービス情報の提供

	主な取組／事業	内容	所管課
133*	区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入	区公式ホームページにおける自動翻訳サービスにより、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	広報広聴担当
134*	外国語に対応したガイドブックの作成、配布	外国語に対応したガイドブックを作成、配布し、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	広報広聴担当
135*	障害者福祉の手引き「フレーズマイペース」の配布	障害のある方に対する各種制度やサービスの案内、情報提供を行います。	障害者福祉課
136*	高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布	介護保険制度や高齢者の福祉サービスの内容を65歳以上の方やその家族に情報提供します。	介護保険課

◆ 安心して暮らせるまちの整備促進

	主な取組／事業	内容	所管課
137	英語と中国語による外国人相談の実施	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	広報広聴担当
138	介護事業者対象人権研修会の実施	介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。	介護保険課
139	バリアフリー化の促進	区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。	厚生課
140*	区民参加型の家事援助の拡充 （「ハート・ライン21」事業）	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施している、区民参加型の家事援助を中心とした有料の在宅福祉サービス「ハート・ライン21」に助成し、事業を推進します。	厚生課
141*	「あんしんバリアフリーマップ」の運営	区公式ホームページにおいて、公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を公開します。定期的に情報更新するとともに、新規施設の掲載や周知を進めます。	厚生課
142*	「法律・人権相談」「日常の悩み」等の実施（再掲）	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	広報広聴担当
143*	家庭相談の実施（再掲）	夫婦関係や離婚・家庭内の悩み相談や支援を行います。	生活福祉課
144*	バリアフリースイールの整備	公園等のベビーチェア・ベビーベッド、オストメイト対応洗浄装置等を配備し、子育て中の方、オストメイトの方、車いすの方も使いやすい「バリアフリースイール」を整備します。	道路公園課
145*	通訳翻訳ボランティア制度の導入	在住外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアを登録し、区事業等で活用します。	文化芸術振興課
146*	日本語ボランティア教室との協働	在住外国人に日本語を教える区内の日本語ボランティア教室と連携し、ボランティア養成等緊密に協力していきます。	文化芸術振興課
147*	在住外国人支援施策の実施	外国人とのコミュニケーションツールとしての「やさしい日本語」の普及啓発等、在住外国人を支援する各種事業を実施します。	文化芸術振興課

基本目標

4

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

男女共同参画社会の実現は、行政だけで実現できるものではありません。「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」では、区、区民、事業者、地域団体、教育関係者等の責務が定められています。社会情勢の変化や墨田区の地域性を踏まえ、区や区民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に男女共同参画に関する取組を進めるとともに、互いに連携して取組を展開することが重要です。また、「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」が男女共同参画を進める上での拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、区民や関係機関・団体と協働しながら啓発、相談等の様々な事業を進める必要があります。

施策の方向（1） 計画の推進体制を充実します

課題①

男女共同参画推進体制の充実・強化

男女共同参画施策を推進する上で庁内関係部署や区民、事業者、地域団体、教育関係者等と連携・協働、情報交換を図り、計画の着実な推進に努めます。

主な取組

庁内関係部署及び関係団体と連携し、計画の推進を図ります。

- ・墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
- ・墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施

など

	主な取組／事業	所管課
148*	墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進	人権同和・男女共同参画課
149*	墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施	人権同和・男女共同参画課
150*	墨田区女性活躍推進協議会の開催	人権同和・男女共同参画課
151*	墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置	人権同和・男女共同参画課
152*	D V 防止のための連携会議の開催	人権同和・男女共同参画課

課題②

すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、墨田区における男女共同参画施策の拠点施設については、区民の認知度が低い状況にあり、「利用したことがある」は1割未満となっています。拠点施設の区民の認知度向上に向けて周知を強化するとともに、区民の参画の場として機能するよう取組を進める必要があります。

主な取組

区民との協働による効果的な事業展開を図ります。

- ・ 講座の実施や情報の収集・発信
- ・ 利用者、利用団体による交流の場としてのイベントの開催 など

	主な取組／事業	所管課
153*	区民との協働による効果的な事業展開	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)

課題③

民間団体、企業への情報提供と啓発

民間団体、企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。そのため、区とともに責務を果たし、協働、連携していけるよう、男女共同参画に関する情報提供と啓発を進めます。

主な取組

今日的課題に取り組み、男女共同参画を推進していけるよう、最新の情報提供に努めます。

	主な取組／事業	所管課
154*	民間団体、企業への最新の情報提供	人権同和・男女共同参画課

IV 參考資料

1 墨田区男女共同参画推進委員会委員名簿

2023（令和5）年4月1日現在

	氏 名	備 考
会 長	椎 名 美 恵 子	学識経験者
副会長	山 下 洋 史	学識経験者
委 員	岡 田 卓 巳	学識経験者
委 員	廣 田 栄 子	学識経験者
委 員	志 波 洋 子	団 体 関 係
委 員	古 野 ひ と み	団 体 関 係
委 員	小 川 博	福 祉 関 係
委 員	加 藤 才 智	教 育 関 係
委 員	北 村 嘉 津 美	町 会 ・ 自 治 会
委 員	田 淵 マ チ 子	町 会 ・ 自 治 会
委 員	小 泉 英 司	商 工 関 係
委 員	西 香 織	商 工 関 係
委 員	小 川 美 玲	労 働 関 係
委 員	遠 田 寛 樹	労 働 関 係
委 員	小 池 尋 江	公 募
委 員	横 井 貴 広	公 募

2 墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）策定の経過

■ 墨田区男女共同参画推進委員会

2022（令和4）年5月17日 「男女共同参画推進プラン」見直しについて委員会より区長に諮問

2023（令和5）年3月8日 「墨田区男女共同参画推進プラン見直しについて（答申）」提出

令和4年度		開催年月日	主な審議内容等
全体会	第1回	令和4年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱式 ・男女共同参画推進事業の令和3年度実績及び令和4年度計画について
	第2回	令和4年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進プラン進捗状況について ・墨田区女性と男性及び共同参画基本条例の一部を改正する条例（案）のパブリック・コメントについて ・プラン評価部会報告 意見交換会部会報告
	第3回	令和4年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン所管課評価に対する推進委員会評価 ・プラン見直し部会報告、プラン評価部会報告 意見交換会部会報告
	第4回	令和5年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例について ・男女共同参画推進プラン見直しについて（答申案） ・すみだ女性センターのあり方検討について（報告）
見直し部会	第1回	令和4年7月13日	区民意識調査等概要、推進プラン（第5次）の総括、検討スケジュール等
	第2回	令和4年9月14日	区民意識調査結果、推進プラン（第6次）の考え方
	第3回	令和4年10月12日	施策体系の検討
	第4回	令和4年11月16日	事業所実態調査結果、課題・施策の方向等検討
	第5回	令和4年12月14日	課題・施策の方向等検討 答申の基本的事項確認・内容審議
	第6回	令和5年1月11日	答申内容のまとめ・最終確認
令和5年度		開催年月日	主な審議内容等
全体会	第1回	令和5年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業の令和4年度実績及び令和5年度計画について ・推進プラン（第6次）の答申報告及び庁内検討体制と状況について
	第2回	令和5年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進プラン進捗状況について ・プラン評価部会報告、意見交換会部会報告
	第3回	令和5年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進プラン進捗状況に対する推進委員会評価 ・推進プラン（第6次）の庁内検討状況報告 ・すみだ女性センター条例の改正について（報告）
	第4回	令和6年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）の策定について

■墨田区男女共同参画推進本部

令和5年度	開催年月日	主な審議内容等
本部会	第1回	令和5年4月19日～5月1日(書面開催) ・男女共同参画推進事業の令和4年度実績及び令和5年度計画について ・推進プラン(第6次)の検討について(男女共同参画推進委員会からの答申を基にはじめる検討)
	第2回	令和5年6月6日～6月14日(書面開催) ・男女共同参画推進プラン進捗状況及び所管課評価について
	第3回	令和5年9月6日 ・推進プラン進捗状況に対する推進委員会評価 ・男女共同参画推進プラン(第6次)(案)について ・意見交換会について
幹事会	第1回	令和5年4月6日 ・男女共同参画推進事業の令和4年度実績及び令和5年度計画について ・推進プラン(第6次)の検討について(男女共同参画推進委員会からの答申を基にはじめる検討)
	第2回	令和5年5月29日～6月2日(書面開催) ・男女共同参画推進プラン進捗状況及び所管課評価について
	第3回	令和5年8月29日 ・推進プラン進捗状況に対する推進委員会評価 ・男女共同参画推進プラン(第6次)(案)について ・意見交換会について

■ワーキンググループ(庁内検討会)

令和5年度	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和5年5月12日	・ワーキンググループの進め方 ・推進プラン検討にあたっての課題等確認
第2回	令和5年6月16日	・推進プラン(第6次)の体系について ・推進プラン(第6次)関連事業調査について
第3回	令和5年7月7日～7月18日(書面開催)	・推進プラン(第6次)の体系及び施策の方向や課題の確認 ・推進プラン(第6次)関連事業について
第4回	令和5年7月28日～8月14日(書面開催)	・成果指標及び活動指標について ・男女共同参画推進プラン(第6次)(案)について
第5回	令和5年8月25日	・男女共同参画推進プラン(第6次)(案)について

3 墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例

平成17年12月9日

条例第52号

改正 令和4年9月30日条例第34号

(題名改称)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 性別等に起因する差別等の禁止（第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第14条）

第4章 苦情調整機関（第15条—第21条）

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等は、全ての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いである。

墨田区では、地域の特性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在するなど、多くの課題が残されており、その解決が求められている。さらに、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、今ある女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重し、性別等により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、誰もが共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(令4条34・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(令4条34・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 性別等にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって全ての人々が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 性別等 生物学的な性別、性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の

主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)をいう。

- (3) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者等 区内において保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動(性的指向又は性自認に関する言動を含む)が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。
- (9) ハラスメント 前号に掲げるもののほか、他者に対する言動が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。
- (10) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(令4条34・一部改正)

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(令4条34・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、合理的配慮の範囲内において、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。
- 3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(令4条34・一部改正)

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野

における活動において、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(教育関係者等の責務)

第8条 教育関係者等は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その教育活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 教育関係者等は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・追加)

(区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の協働)

第9条 区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(令4条34・旧第8条線下・一部改正)

第2章 性別等に起因する差別等の禁止

(令4条34・改称)

(性別等に起因する差別等の禁止)

第10条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別等に起因する差別的な取扱い及びその他人権侵害をしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント若しくは婚姻、妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント(第13条第6号において「セクシュアル・ハラスメント等」という。)又はドメスティック・バイオレンスその他の暴力行為をしてはならない。

- 3 何人も、他人の性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

- 4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

(令4条34・旧第9条線下・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第11条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみだ

男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

(令4条34・旧第10条線下・一部改正)

(年次報告)

第12条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(令4条34・旧第11条線下)

(推進施策)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
 - (2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別等による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策
 - (3) 性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策
 - (4) 性別等にかかわらず、全ての人が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策
 - (5) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
 - (6) セクシュアル・ハラスメント等及びドメスティック・バイオレンスの防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策
 - (7) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策
- (令4条34・旧第12条線下・一部改正)

(拠点施設)

第14条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

(令4条34・旧第13条線下・一部改正)

第4章 苦情調整機関

(設置)

第15条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等(以下「区民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として墨田区男女共同参画苦情調整委員会(以下「苦情調整委員会」という。)を設置するものとする。

(令4条34・旧第14条線下・一部改正)

(申出の範囲)

第16条 区民等が、区長に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 性別等に起因する差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関する事。
- (2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。

- (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった

事項

(3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(令4条34・旧第15条線下・一部改正)

(所掌事務等)

第17条 区長は、前条第1項に掲げる事項に関する区民等からの申出について、必要があると認めるときは、苦情調整委員会に、当該申出について諮問をすることができる。

2 前項の規定により区長から諮問を受けた苦情調整委員会は、申出に関する調査を行い、調査の結果に関する答申を決定し、区長に送付するものとする。この場合において、苦情調整委員会は、必要があると認めるときは答申において助言、指導、是正の要請等必要な措置を講ずるよう区長に意見を述べるることができる。

3 前項の規定による答申の決定は、苦情調整委員会の委員（以下「苦情調整委員」という。）の合議によるものとする。

4 区長は第2項に規定する答申を受けたときは、当該答申を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び講じた措置の内容（以下「調査結果等」という。）を申出人に通知しなければならない。この場合において、申出が前条第1項第2号に掲げる事項である場合には、区長は当該調査結果等を公表しなければならない。

(令4条34・全部改正)

(定数等)

第18条 苦情調整委員の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(令4条34・一部改正)

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。

(令4条34・一部改正)

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。

(2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は、17人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者（法人その他の団体にあつては、その代表者）、地域

団体の代表者、教育関係者等その他の個人又は団体の代表者の中から、区長が委嘱する。

2 推進委員は、女性及び男性のいずれの性も委員の総数の4割を超えるように努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (令和4年9月30日条例第34号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)
最終改正：平成十一年二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな

らない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に關する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に關する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に關する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に關する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に關する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に關する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に關する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に關する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に關する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に關する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に關する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に關する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に關する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に關する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に關する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に關し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に關する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に關する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものと

みなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

人権と多様性が尊重されるまじすみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまじすみだ

あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまじすみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ互いに連携して課題に取り組むまじすみだ

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成二十七年法律第六十四号

施行 平成二十七年八月二十八日

最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

（附則）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

（基本原則）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等

に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業

主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をし

て労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

らない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両方に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両方に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみだ

一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合

において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法

（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項

第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超え

人権と多様性が尊重されるまち
すみた

性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみた

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみた

区、区民、事業者等が力を合わせ
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみた

ない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定
公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定

（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十

条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定
令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成十三年法律第三十一号

施行 平成十三年十月十三日

最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当た

り、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行う

に当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ
互いに連携して
課題に取り組みまち
すみだ

じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明

治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎

明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発するこ

とにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講

ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ
互いに連携して
課題に取り組みまち
すみだ

抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八号の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所

（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等
（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

 - 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その

- 者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長其他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

 - 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわ

せて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。
（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。
（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を

漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。
- 第四章 雑則
（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費

用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、

この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一五日法律第六六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

8 男女共同参画推進の主な動き（国際婦人年以降）

		世界の動き	国の動き	東京都の動き
西暦 1975	昭和 50	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ：6～7月） 「世界行動計画」採択 国連総会、1976年～1985年の10年間を「国連婦人の十年」に決定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上を図る決議」を採択（6月） 総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置（9月） 	
1976	51		<ul style="list-style-type: none"> 女子教育職員、看護婦、保母等に関する育児休業法施行（4月） 民法・戸籍法改正、施行（6月、一部12月）【離婚後の婚氏続称制度新設】 	<ul style="list-style-type: none"> 都民生活局婦人計画課設置（8月）
1977	52		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定（1月） 児童福祉法施行令改正（3月）【男性保育職員の途を開く】 	
1978	53			<ul style="list-style-type: none"> 東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」（5月） 婦人問題解決のための東京都行動計画策定 ○計画期間：昭和54～60年度（11月）
1979	54	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会 女子差別撤廃条約を採択（12月） 		
1980	55	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議（第2回世界女性会議（コペンハーゲン：7月） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約署名（7月） 	
1981	56	<ul style="list-style-type: none"> 国際労働機関（ILO）【家族的責任条約】を採択（6月） 女子差別撤廃条約発効（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行（1月）【配偶者の法定相続分1/3から1/2へ】 婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」を発表（5月） 	
1982	57	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「国際平和および協力の促進における女性の参加に関する宣言」を採択（12月） 		<ul style="list-style-type: none"> 東京都婦人問題協議会答申「『国連婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」（7月）
1983	58			<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題解決のための新東京都行動計画策定「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」 ○計画期間：昭和58～65年度（平成2年度）（1月）
1984	59		<ul style="list-style-type: none"> 第1回日本女性会議開催 	

		世界の動き	国の動き	東京都の動き
西暦 1985	昭和 60	・「国連婦人の十年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ：7月） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	・国籍法及び戸籍法改正、施行（1月）【子の国籍取得父母両系血統主義採用、配偶者帰化条件男女同一化】 ・生活扶助基準額男女差解消実施（4月） ・女子差別撤廃条約批准（6月）	・東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」（2月）
1986	61		・「婦人問題企画推進有識者会議」を発足（2月） ・男女雇用機会均等法施行（4月） ・改正国民年金法施行（4月）【第3号被保険者制度導入】	
1987	62		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を決定（5月） 男女共同参画型社会の形成を目指す	・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」（3月）
1988	63		・農林水産省「農山漁村婦人の日（毎年3月10日）」を設定（2月）	
1989	平成 元年	・国連総会【児童の権利条約】採択（11月）	・新学習指導要領告示（3月）【中学・高校での家庭科の男女共修】	・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」（3月）
1990	2	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）を採択（5月） ・【児童の権利条約】発効（9月）		・東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」（7月）
1991	3		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」を決定（5月）	・女性問題解決のための東京都行動計画策定「21世紀へ男女平等推進とときょうプラン」○計画期間：平成3～12年度（3月） ・東京都男女平等推進基金設置（4月）
1992	4		・育児休業法施行（4月）【男女共通の育児休業制度】 ・婦人問題担当大臣を設置（12月）	・財団法人東京女性財団設立（7月）
1993	5	・国連世界人権会議（6月：ウィーン） ウィーン宣言及び行動計画採択【女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、女性に対する暴力の撤廃が示された】 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択（12月）	・保健婦助産婦看護婦法改正（11月）【男性保健師の途を開く】 ・パートタイム労働法施行（12月）	・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」（3月）

		世界の動き	国の動き	東京都の動き
西暦 1994	平成 6	<ul style="list-style-type: none"> 国際家族年 ILO総会【パートタイム労働に関する条約】を採択（6月） 国際人口・開発会議「カイロ宣言」を採択（9月）【リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提起】 	<ul style="list-style-type: none"> 【児童の権利条約】批准（4月） 高校家庭科男女必修（4月） 総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置（6月） 内閣に男女共同参画推進本部を設置（7月）（婦人問題企画推進本部廃止） 	
1995	7	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議（9月：北京）「北京宣言及び行動綱領」を採択 北京女性会議NGOフォーラム開催（8～9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 【家族的責任条約】批准（6月） 育児・介護休業法施行（10月、一部平成11年4月）【男女共通の介護休業制度、事業主措置】 住民票から「非嫡出子」の記述が廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」（3月） 東京ウィメンズプラザ開館（11月）
1996	8	<ul style="list-style-type: none"> ILO総会【家内労働に関する条約（在宅形態の労働条約）】を採択（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 優性保護法改正し母体保護法施行（9月） 「男女共同参画2000年プラン」を決定（12月） 	
1997	9		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置法施行（4月） 男女雇用機会均等法改正（6月）【募集・採用・昇進等の差別禁止、ポジティブアクション、セクシュアル・ハラスメント防止措置】 労働基準法改正（6月）【女性の時間外労働、深夜業の規制解消】 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」（11月）
1998	10	<ul style="list-style-type: none"> 【パートタイム労働に関する条約】発効（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> NPO法公布（3月） 「婦人週間」を「女性週間」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進のための東京都行動計画策定「男女が平等に参画するまち東京プラン」 ○計画期間：平成10～19年度（3月） 東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」（8月）
1999	11		<ul style="list-style-type: none"> 改正男女雇用機会均等法施行（4月） 「男女共同参画社会基本法」施行（6月） 	
2000	12	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会・女性2000年会議開催（ニューヨーク）「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法施行（4月） ストーカー行為等の規制等に関する法律施行（11月） 「男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画基本条例成立・施行（3月）
2001	13		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に「男女共同参画会議、男女共同参画局」を設置（1月） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（10月） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行（11月） 第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」（7月）

		世界の動き	国の動き	東京都の動き
西暦 2002	平成 14			<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画策定「チャンス&サポート東京プラン2002」○計画期間：平成14～18年度（1月） 配偶者暴力相談支援センター業務を開始（4月） 財団法人東京女性財団解散（12月）
2003	15		<ul style="list-style-type: none"> 「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（6月） 次世代育成支援対策推進法施行（7月） 少子化社会対策基本法施行（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等推進基金廃止（3月）
2004	16		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」（7月）
2005	17	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）（2～3月：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行（4月） 「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定（12月） 	
2006	18	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（6～7月：東京） 	<ul style="list-style-type: none"> 改正男女雇用機会均等法公布（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間：平成18～20年度（3月） 東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」（12月）
2007	19		<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律改正（6月） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（7月） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&サポート東京プラン2007」○計画期間：平成19～23年度（3月）
2008	20		<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法改正（12月） 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画審議会調査審議報告「企業の実態に即したワーク・ライフ・バランスの推進について」（2月）
2009	21		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」一部改正（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成21～23年度（3月）
2010	22	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（3月：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月） 	

		世界の動き	国の動き	東京都の動き
西暦 2011	平成 23	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足（1月）		
2012	24		・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定（6月）	・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」（1月） ・男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 ○計画期間：平成24～28年度（3月） 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成24～28年度（3月）
2013	25		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（7月）	
2014	26		・「次世代育成支援対策推進法」改正（4月）	
2015	27	・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（3月：ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び能力強化を行う）	・「女性活躍推進法」公布（9月） ・「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月） ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定（12月）	
2016	28		・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議（2月） ・女性活躍推進法完全施行（4月） ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定（5月） ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正（平成30年1月1日全面施行）	・「東京都女性活躍推進白書」策定（2月）
2017	29		・「育児・介護休業法」の改正（10月施行）	・東京都男女平等参画審議会答申「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」（1月） ・東京都男女平等参画推進総合計画策定 「東京都女性活躍推進計画」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成29～33年度（3月）

		世界の動き	国の動き	東京都の動き
西暦 2018	平成 30		<ul style="list-style-type: none"> 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の公布、施行（10月、一部の規定は平成31年4月施行）
2019	31/ 令和 元	<ul style="list-style-type: none"> W20 日本を開催（第5回 WAW!と同時開催）（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布（6月） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（6月） 「育児・介護休業法施行規則等」の改正（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行（4月） 「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定（12月）
2020	2	<ul style="list-style-type: none"> 国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示（1月） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定（6月） 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化（6月） 「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月） 	
2021	3		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」の改正（6月） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正（6月） 	
2022	4		<ul style="list-style-type: none"> 「女性デジタル人材育成プラン」決定（4月） 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（5月） 「女性版骨太の方針2022」の決定（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定（3月） 「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用（11月）
2023	5		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（5月） 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（6月） 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定（3月）
2024	6		<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（4月） 	

9 用語の解説

■あ行		
インクルーシブ	年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず共生し、いかなる人も排除しないことをいいます。	P9、10
SNS	Social Networking Serviceの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型サービスのことをいいます。	P40、56
M字カーブ	日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になったことをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があったためです。	P17
LGBT	性的指向のLGB（L＝女性同性愛のレズビアン、G＝男性同性愛のゲイ、B＝両性愛のバイセクシュアル）と、性自認のT（からだの性と性自認が一致していないトランスジェンダー）の頭文字をつないだ言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つです。Q＝クエスチョニング（Questioning 自分の性自認が定まっていない、もしくはわからない）を加えて、LGBTQやLGBTQ+などと記載されることもあります。	P21、29、39、44
エンパワーメント	一人一人が本来持っている力を発揮し、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることをいいます。	P8
■か行		
活動指標（アウトプット指標）	目標達成に向けた取組（どんな取組をどれくらいやるか）を表す指標のことをいいます。	P29、30、39、49、58
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、役割を固定的に考えることをいいます。	P20、24、29、35、39、40、49、57、66
■さ行		
JKビジネス	児童の性を売り物にする営業の一つで、女子高校生等の18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、児童に性的なサービスを客に提供させる問題のことを指します。	P61、62

(■さ行)		
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことを指します。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。	P8、10、11
指標	物事の判断や評価の基準となる目印のことをいいます。本計画では、男女共同参画の推進の度合いを判断したり、評価したりするための目印として設定しています。	P8、29、30、39、49、58
女性の年齢5歳階級別労働力率	15歳以上の女性の人口に占める女性の労働力人口(15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)の割合を5歳階級別でみたものをいいます。	P17
ストーカー行為	同一の者に対し、「つきまとい等」を繰り返し行うことをいいます。2021(令和3)年の改正ストーカー規制法の全面施行により、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等、実際にいる場所の付近における見張り等、拒否されたのに何度も「文書」を送る行為が新たに規制対象行為として追加されました。	P60、61、62
墨田区男女共同参画苦情調整委員会	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例第15条の規定に基づき、区が実施する男女共同参画施策等に関する申出について、苦情調整委員が調査を行い、必要に応じて区の機関や関係者に対し助言、指導、是正の要請等を行います。	P68
すみだ女性センター(押上2-12-7-111)	男女共同参画施策の推進拠点施設として、男女共同参画における意識啓発や人材の育成、講習会の開催、団体活動の支援等を行っています。 (2024(令和6)年4月に名称を「すみだ共生社会推進センター(愛称名)すみなか」に変更)	P23
成果指標(アウトカム指標)	取組の結果(何がどのようになったか)を表す指標のことをいいます。	P29、30、39、49、58
性自認	自分自身の性をどのように認識しているかということで、からだの性と一致する場合もあれば、一致しない場合もあります。	P4、9、10、21、29、33、39、44、45
性的指向	人の恋愛感情・性愛感情がどのような対象に向かうのか、又は向かわないのかを表すものであり、自分の意志で変えたり、選んだりするものではないといわれています。	P4、9、10、21、29、33、39、44、45

■さ行		
セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものとされています。	P61、62
SOGI	性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (gender identity) の頭文字を取った用語で、全ての人が持っている特性を表しています。ソジ又はソギと呼ばれます。	P21、29
■た行		
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。 墨田区の男女共同参画社会は、墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例に基づき、多様な性を包摂しています。	P9、33、34、35、39、40、49、58、61、68
デートDV	恋人同士など、親密な関係にある相手からの、身体的、精神的、経済的、性的暴力のことです。	P19、29、58、61、62
テレワーク	情報通信技術 (ICT) を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことをいいます。Tele (離れて) と Work (仕事) を組み合わせた造語です。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク (在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク (サテライトオフィス勤務等) のほか、リゾートで行うワーケーションも含めて総称としています。	P8、10、30
■は行		
配偶者等からの暴力又はDV	配偶者等の親密な関係にある、又はあった者 (事実婚、元配偶者、共同生活者を含む) からの暴力をいいます。「なぐる」「ける」といった身体的な暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「子どもに危害を加える」といった精神的暴力や「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力等も該当します。	P8、19、29、35、58、59、60、61、68
ハラスメント	嫌がらせ、いじめのことで、職場や地域等あらゆる場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷付ける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。	P28、58、61、62
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去 (フリー) することです。 物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のことです。	P67

■ま行		
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中でつくられていくもので、誰にでもあるものです。しかし、そうした思い込みが知らないうちに言動に表れ、人を傷つけたり、組織の在り方に影響を及ぼしたりすることもあります。まずは思い込みに気付くことが大切です。	P29、40
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。	P42
■ら行		
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、「女性の健康」という視点から、女性の性と生殖に関わる全てをとらえなおした概念です。今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。	P22、63、64
リベンジポルノ	交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸等の性的な画像を、その撮影対象者の同意なく、インターネット上に公表する行為のことをいいます。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆる「リベンジポルノ被害防止法」）が2014（平成26）年11月27日に施行され、プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪となりました。	P61、62
■わ行		
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことを指します。また、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを、仕事と生活の調和が実現した社会といいます。	P4、23、24、25、29、30、35、49、50、53、54、69

墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）

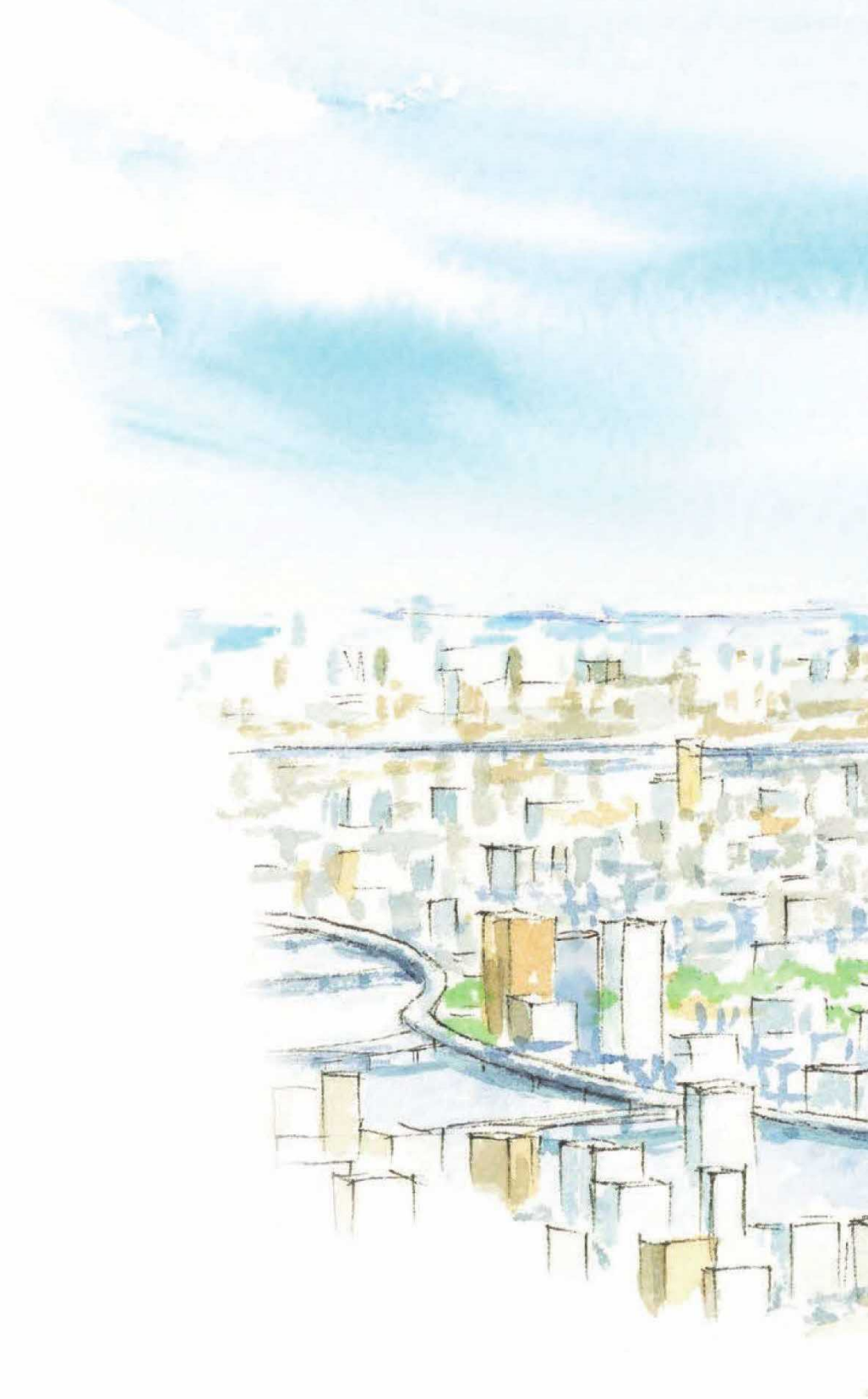
2024（令和6）年3月発行

発行：墨田区総務部人権同和・男女共同参画課

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-1111（代表）

H P：https://www.city.sumida.lg.jp



ひと、つながる。
墨田区

墨田区男女共同参画推進プラン【第6次】

2024(令和6)年3月

【発行】墨田区総務部人権同和・男女共同参画課

〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号 / 電話:03-5608-1111(代表)